

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-1	第2 業務運営の効率化に関する事項 1 一般管理費等の節減		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-⑰ 行政事業レビューシート事業番号：0212、0218

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当年度までの累積値 等、必要な情報
研究開発業務								
一般管理費(千円)	毎年度平均で対前年度比3%の抑制	748,046	725,604	703,836	682,721			
業務経費(千円)	毎年度平均で対前年度比1%の抑制	1,571,583	1,555,867	1,540,308	1,524,905			
水源林造成業務等								
一般管理費(千円)	毎年度平均で対前年度比3%の抑制	187,116	177,568	170,796	169,839			
森林保険業務								
一般管理費(千円)	毎年度平均で対前年度比3%の抑制	93,842	38,062	35,064	34,564			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	(1) 研究開発業務 運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制、業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標とする。 (2) 水源林造成業務 一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、特定中山間保全整備事業等とあわせて毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。 (3) 森林保険業務 森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。 なお、業務量及びそれに伴う一般管理費等は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。 (4) 特定中山間保全整備事業等 一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、水源林造成業務とあわせて毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。
中長期計画	(1) 研究開発業務 運営費交付金を充当して行う事業(新規に追加されるもの、拡充分等を除く。)については、業務の見直し及び効率化を進め、中長期計画期間中、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%及び業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標として節減を行う。 (2) 水源林造成業務 一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、特定中山間保全整備事業等とあわせて毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標として節減を行う。 (3) 森林保険業務 森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、物品調達必要性、加入促進業務やシステム化における費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標とする。 なお、業務量及びそれに伴う一般管理費等は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。 (4) 特定中山間保全整備事業等 一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、水源林造成業務とあわせて毎年度平均で少なくとも対前年度比3%の抑制を行うことを目標として節減を行う。

年度計画	(1) 研究開発業務 運営費交付金を充当して行う事業(新規に追加されるもの、拡充分等を除く。)については、業務の見直し及び効率化を進め、平成29年度予算比で、一般管理費については、少なくとも3%及び業務経費については、少なくとも1%の節減を行う。 (2) 水源林造成業務 一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、特定中山間保全整備事業等とあわせて中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。 (3) 森林保険業務 森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、物品調達必要性、加入促進業務やシステム化における費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。 なお、業務量及びそれに伴う一般管理費等は、保険料収入の変化や災害の発生状況等により影響を受けることに留意する。 (4) 特定中山間保全整備事業等 一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、水源林造成業務とあわせて中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。
主な評価指標	<評価の視点> (1) 研究開発業務 ・業務の見直し・効率化を進め、研究開発業務に支障を来すことなく一般管理費、業務経費の節減に努めているか。 (2) 水源林造成業務 ・水源林造成業務を巡る諸情勢を踏まえつつ、水源涵養等の公益的機能の発揮に向けた効果的な業務運営に支障を来すことのない範囲で節減に努めているか。 (3) 森林保険業務 ・コスト意識を徹底し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげる取組を行っているか。 (4) 特定中山間保全整備事業等 ・特定中山間保全整備事業等に係る効果的な業務運営に支障を来すことのない範囲で節減に努めているか。 (評価指標) (1) 研究開発業務 ・一般管理費節減状況、業務経費節減状況 (2) 水源林造成事業等 ・特定中山間保全整備事業等とあわせ一般管理費節減状況 (3) 森林保険業務 ・一般管理費等節減状況 (4) 特定中山間保全整備事業等 ・水源林造成業務とあわせた一般管理費節減状況
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> (1) 研究開発業務 運営費交付金を充当して行う事業(新規に追加されるもの、拡充分等を除く)の一般管理費節減、業務経費節減については、経費削減を達成するため、業務の優先度に基づく執行や資金の使途ごとの支出限度額の設定による目標管理等、執行予算の管理に取り組んだ。なお、冷暖房設備の運転条件を最適化するなど経費削減に取り組み、さらに、土地借料等の経費を削減するため、利用率の低い土地及び使用頻度の少ない建物等を検証し、建物を3棟、工作物3個を森林管理署へ返還し、また、土地の算定地目(雑種地から山林へ)の見直しによる年度ごとの削減額により、30年度は29年度比で約580万円削減した。 以上の取組により、30年度の一般管理費は対前年度比3.0%の削減、業務経費は対前年度比1.0%の削減で、28年度から30年度までで一般管理費は8.7%の削減、業務経費は3.0%の削減となり、中長期計画に掲げた削減目標の毎年度平均で対前年度比3%(一般管理費)と1%(業務経費)を達成した。 (2) 水源林造成業務 一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く)については、システムサーバー更新時に台数削減を行い、機器保守料の減、調達物品(システムサーバー、PC)のリース方式への切替えによる予算の平準化、共同調達や一括調達による調達金額の節減に取り組むとともに、事務用品のリユースの推進などを図った。この結果、一般管理費は、特定中山間保全整備事業等と合わせて、30年度は対前年度比0.6%の削減で、28年度から30年度までで9.2%の削減となり、中長期計画に掲げた削減目標の毎年度平均で対前年度比3%を達成した。 (3) 森林保険業務 一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)の節減にあたっては、9月の全体会議において、予算の執行管理の留意点や経費節減の

		取組について職員全員に周知し、予算の計画的かつ適正な執行と予算執行管理の徹底、職員のコスト意識の徹底を図るとともに、コピー用紙の節減、詰替文具用品の利用促進、事務用消耗品の共同調達の実施などを行った。この結果、一般管理費は、30年度は対前年度比1.4%の削減で、28年度から30年度までで63.2%の削減となり、中長期計画に掲げた削減目標の毎年度平均で対前年度比3%を達成した。 (4) 特定中山間保全整備事業等 一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、システムサーバー更新時に台数削減を行い、機器保守料の減、調達物品(システムサーバー、PC)のリース方式への切替えによる予算の平準化、共同調達や一括調達による調達金額の節減に取り組むとともに、事務用品のリユースの推進などを行った。この結果、一般管理費は、水源林造成業務と合わせて、30年度は対前年度比0.6%の削減で、28年度から30年度までで9.2%の削減となり、中長期計画に掲げた削減目標の毎年度平均で対前年度比3%を達成した。
自己評価	評価 B	<評価と根拠> 一般管理費及び業務経費について、事務経費の削減、予算の適正な管理を行うなどにより、前年度に引き続き節減を強化した結果、年度計画の内容を達成したことから、「B」評価とした。 <課題と対応> 引き続き円滑かつ効率的な業務運営を確保しつつ、必要な経費の削減を図る。
主務大臣による評価	評価 B	<評価に至った理由> 研究開発・水源林造成・森林保険の各業務について、保有する土地・建物の見直しに加え、システムサーバー台数削減や調達の効率化等による経費の削減に努め、予算の適切な執行管理を行った。 これらのことから、それぞれ28年度から30年度までの毎年度平均の対前年度比は、研究開発業務において、一般管理費3.0%、業務経費1.0%の削減、水源林造成業務及び特定中山間保全整備事業等において、一般管理費3.2%、森林保険業務において、一般管理費22.9%の削減となり、年度計画に定める削減目標を達成した。 以上のとおり、年度計画の内容を達成したことから「B」と評価する。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-2	第2 業務運営の効率化に関する事項 2 調達合理化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-⑰ 行政事業レビューシート事業番号：0212、0218

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。
中長期計画	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。
年度計画	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「調達等合理化計画」を策定するとともに、同計画に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。
主な評価指標	<評価の視点> ・毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善等を着実に実施しているか。 (評価指標) ・各年度策定する調達等合理化計画に定められた評価指標
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	(平成30年度調達等合理化計画の内容に下線を伏し、実績を各計画内容の下に記載した。なお、【 】は評価指標を示す。) 1. 重点的に取り組む分野 (1) 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務等の調達 研究開発用及び業務運営に係る物品・役務の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から、平成30年度においても引き続き①～④の取組を実施することで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指した。 ①単価契約の対象品目の見直しを行い、調達手続の簡素化と納期の短縮等を図る。【調達手続の簡素化と納期の短縮】 単価契約の対象品目の追加等を行い、通常の物品調達の場合と比較して、納品に要する期間を2週間程度短縮するなど、調達手続の簡素化を図った。 ・単価契約件数：223件(前年度256件) ②物品・役務について共同調達又は一括調達の取組を推進する。【調達手続に要する事務量の節減】 農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)及び国際農林水産業研究センター(JIRCAS)との共同調達を引き続き実施するとともに、支所等においても地域農業研究センター等と新たに共同調達を実施するなど以下の取組を行い、調達手続に要する事務の軽減を図った。 ・研究所と支所等 1件(新規) ・研究所と育種センター 1件(前年度1件) ・研究所、農研機構とJIRCAS 4件(前年度4件) ・北海道支所と北海道育種場 6件(前年度6件) ・北海道支所、北海道農業研究センターと北海道区水産研究センター 1件(新規) ・東北支所と東北育種場 9件(前年度9件) ・九州支所と九州育種場 5件(前年度5件) ・九州支所、九州育種場と九州沖縄農業研究センター 1件(新規) ・九州育種場と九州沖縄農業研究センター 2件(新規) ・森林整備センターと森林保険センター 2件(前年度1件)

	・森林整備センター、関東整備局と森林保険センター 1件(前年度2件) ③複数年にわたる調達に経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図る。【調達手続に要する事務量の節減】 施設の保守管理業務、自動車・複写機の借り上げ等を複数年契約に移行することにより、調達手続に要する事務の軽減を図った。 ・複数年契約：77件(前年度115件) ④契約事務取扱要領において明確にした随意契約によることができる具体的事由について、その内容の徹底を図る。【契約事務取扱要領「随意契約の基準」の適用件数】 契約事務取扱要領において明確にした随意契約によることができる具体的事由について、審査を行い確認した。 ・随意契約審査委員会：研究開発業務32回39件(前年度29回34件)、水源林造成業務等12回15件(前年度25回25件)、森林保険業務1回1件(前年度1回1件) (2) 一者応札・応募の改善 一者応札・応募となっている調達について、平成28年度と比較して平成29年度の件数は減少しているが、熊本地震被害の建物建替工事関連もあったことから金額は増加している。平成30年度においても、引き続き前年度からの取組を行うことにより、更なる適正な調達を目指した。 ①入札審査委員会による事前審査の実施【審査件数】 入札審査委員会において、競争性の確保の観点から仕様書等の審査を行った。 ・入札審査委員会による審査件数：研究開発業務89回174件(前年度137回193件)、水源林造成業務等53回107件(前年度51回61件)、森林保険業務5回6件(前年度5回6件) ②調達見通しを作成しホームページで公表【公表件数】 調達見通しを作成してホームページで公表することにより、入札参加者を増加させるための取組を引き続き実施した。 ・ホームページでの公表件数：建設工事等2件(前年度4件)、物品等、研究開発業務102件(前年度43件)、水源林造成業務等70件(前年度76件)、森林保険業務4件(前年度8件)の発注見通しをホームページで公表した。 ③入札説明書受領者へのアンケートの実施【アンケート実施件数】 入札説明書受領者へのアンケートの実施により、仕様書における競争性確保のための条件等について調査し、次の同種案件への参考とした。 ・アンケート実施件数：一者応札・応募となった案件について、入札説明書を受領しながら応札を行わなかった業者に対して、その理由等を辞退届又は聴き取り等により調査を行った。実施件数：研究開発業務70件(前年度76件)、水源林造成業務等22件(前年度12件)、森林保険業務2件(前年度2件) ④入札に参加しやすい環境を作るため、ホームページから仕様書のダウンロードを可能とする仕組みの実施【仕様書のアップロード件数】 平成30年度も引き続きホームページ上から仕様書をダウンロードできる仕組みを実施し、入札に参加しやすい環境作りに努めた。 ・仕様書アップロード実施件数：研究開発業務156件(前年度168件)、水源林造成業務等97件(前年度23件)、森林保険業務2件(前年度5件) 2. 調達に関するガバナンスの徹底 当法人が平成27年12月に公表した「国立研究開発法人森林総合研究所における不適正経理処理事案に係る調査報告書」における再発防止策については、(1)、(2)及び(3)を含めて引き続きこれを継続した。また、調達ガバナンスの徹底を図るため(4)の措置についても併せて行った。 (1) 検収の徹底 不適正経理処理の発生を未然に防止するため、契約業者から納品される調達対象物品等は、すべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書(又は検査関係書類)を作成することとする。【監査室による点検実績等】 検査体制の徹底を図り、契約業者から納品される調達対象物品等はすべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書(又は検査関係書類)を作成する取組を実施した。また、検収の徹底状況について内部監査を実施した。(平成31年2月4日監査対象部署：調達課検収係) (2) 研究費執行マニュアルの改定等 預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、調達手続の枠組みやこれまでの不適正経理処理事案等をまとめた研究費執行マニュアルを必要に応じて改定するとともに、調達担当職員のみならず研究員に対しても研修を実施することとする。【研究費執行マニュアルの改定及び研修の実施等】 「研究費の使用に関するハンドブック」(研究費執行マニュアル)を改定した。 また、以下のマニュアルについて、注意点の追加等の改定を行い、事務説明会を開催(7月25日、参加者857名)するとともにe-ラーニングシステムを活用して意識の向上を図った。 ・公的研究費の事務手引き(平成30年7月19日改定) ・科学研究費助成事業(科研費)経理事務手引き(平成30年7月25日改定) (3) コンプライアンス・ハンドブックの改定 研究費の不正使用の防止及び公平性・透明性の高い調達のため、「コンプライアンス・ハンドブック」を必要に応じて改定するとともに周知徹底を図る。【コンプライアンス・ハンドブックの改定】 「コンプライアンス・ハンドブック」を改定(発注者綱紀保持について追加)し、職員に周知を行った。 また、コンプライアンス意識調査結果を踏まえ、コンプライアンス研修(「発注者綱紀保持の取組について」7月31日、参加者885名)を実施した。
--	--

		(4) 随意契約審査委員会による点検 少額随意契約以外に新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約にすることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けることとする。【随意契約審査委員会による事前点検実績等】 随意契約審査委員会において、契約事務取扱規程における「随意契約にすることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達セキュリティに関わる一部の仕様書についてはアップしていない手続の実施の可否の観点から審査を実施した。 ・随意契約審査委員会：研究開発業務 32 回 39 件（前年度 29 回 34 件）、水源林造成業務等 12 回 15 件（前年度 25 回 25 件）、森林保険業務 1 回 1 件（前年度 1 回 1 件） また、契約監視委員会による審査を行い、透明性、公平性の確保に努めた。
自己評価	評価 B <評価と根拠> 重点的に取り組む分野においては、研究開発に係る物品・役務の調達について、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を行い、また、業務運営に係る物品・役務等の調達についても効率的な調達を行うことができた。一者応札の改善についても、ホームページから仕様書のダウンロードを可能とする仕組みを実施する等計画した取組を実施した。 調達に関するガバナンスの徹底においては、検査体制の徹底を図り、契約業者から納品される調達対象物品等は、すべて検収担当部署のスタッフが検収を行い、検査調書（又は検査関係書類）を作成する取組を実施した。内部監査により徹底状況を把握した結果、問題はなく、物品の使用状況についても問題はなかった。 また、研究費執行マニュアルの作成等においては、預け金、契約権限のない研究員による発注といった研究費の不正使用の防止及び適切な執行を行うために、研究費執行マニュアルを改定するとともに、調達担当職員及び研究員に対する研修を実施した。研究費の不正使用の防止及び公平性・透明性の高い調達を行うために「コンプライアンス・ハンドブック」を改定し、職員（非常勤職員含む）に周知徹底を図った。 さらに、随意契約審査委員会による点検、契約監視委員会による審査により調達におけるガバナンスの徹底を図った。 以上のように、年度計画を着実に遂行したことから、「B」評価とした。 <課題と対応> 引き続き事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより公正性・透明性を確保しつつ、自立のかつ継続的に調達等の合理化に取り組む。	
主務大臣による評価	評価 B <評価に至った理由> 自己評価「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-3	第2 業務運営の効率化に関する事項 3 業務の電子化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-⑰ 行政事業レビューシート事業番号：0212、0218

2. 主要な経年データ									
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報	
事務手続の電子化状況			化学薬品管理システム導入	研究プロジェクト報告書の電子データ収集	諸手当申請及び給与明細書の電子化				
テレビ会議等の開催回数			テレビ会議 164 回、 ウェブミーティング 78 回	テレビ会議 140 回、 ウェブミーティング 76 回	テレビ会議 123 回、 ウェブミーティング 104 回				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標	出先機関等との情報の共有等については、電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努めることとする。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図ることとする。併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。		
中長期計画	出先機関等との情報の共有等については、電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努めることとする。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図ることとする。併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性の確保に努める。		
年度計画	電子化の推進等により事務手続の簡素化・迅速化及び利便性の向上を図り、併せて適切なセキュリティ対策に努め、情報システムの堅牢性を確保する。		
主な評価指標	＜評価の視点＞ ・電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図り、利便性の向上に努めているか。 ・研究所内ネットワークの充実を図っているか。 (評価指標) ・事務手続の電子化状況 ・テレビ会議等の開催回数		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	＜主要な業務実績＞ 事務手続の電子化としては、グループウェアを活用して政府系の外部資金への応募に際しての所内決裁プロセスをすべて電子化するとともに紙媒体での所内提出を廃止し、作業の効率化・迅速化を図った。 講演会や研修等の中継等のため、テレビ会議システムを 123 回利用し、また各部署間の打合せ等にはウェブミーティングシステムを 104 回利用した。 研究・育種部門においては、諸手当申請及び給与明細書を電子化するとともに、勤務時間管理を電子化するため就業管理システムを導入した。		
自己評価	評定	B	＜評定と根拠＞ 事務手続の電子化としては、引き続き、グループウェアを活用し外部資金によるプロジェクト研究の資料の集約を行ったほか、会議資料の電子化を促進した。また、テレビ会議システム、ウェブミーティングシステムについても、継続的に使用され、機構の運営の円滑化が図られている。さらに、研究開発業務においては、これまで紙媒体を中心として行っていた、諸手当申請及び給与明細並びに勤務時間管理を電子化することとした。 以上のように業務の電子化を進め、業務運営の効率化を図ったことで平成 30 年度の目標を達成したことから、「B」評定とした。
主務大臣による評価	評定	B	＜評定に至った理由＞ 自己評価「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
第3-1		第3 財務内容の改善に関する事項 1 研究開発業務						
当該項目の重要度、難易度					関連する政策評価・行政事業レビュー			
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標		達成目標	基準値等 (前中期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度 (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
予算配分方針と実績								
セグメント情報の開示状況								
外部研究資金の実績(件数、金額)			件数(金額(百万円))					
総計			250(1,903)	237(1,628)	182(1,742)	164(1,674)		
内訳	政府受託		30(486)	24(413)	21(439)	10(404)		
	その他の受託研究		53(478)	55(663)	17(780)	24(879)		
	助成研究		12(7)	16(16)	13(22)	16(23)		
	科学研究費助成事業		146(326)	134(350)	127(331)	112(280)		
	研究開発補助金		9(607)	8(186)	4(171)	2(88)		
政府受託(件数、金額)			件数(金額(百万円))					
総計			30(486)	24(413)	21(439)	10(404)		
内訳	林野庁		6(87)	4(57)	4(83)	4(106)		
	農林水産技術会議		17(240)	15(211)	14(310)	6(298)		
	環境省		7(159)	5(145)	3(46)	0(0)		
	食料産業局		0(0)	0(0)	0(0)	0(0)		
競争的資金等への応募件数と新規採択件数(項目については適宜加除)			応募数(採択(契約)数)					
総計			192(54)	175(42)	160*(47)	169(33)		
内訳	科学研究費助成事業		173(46)	161(35)	141(44)	153(29)		
	研究活動スタート支援		9(0)	5(2)	4(2)	6(1)		
	科学技術振興機構(JST)		1(0)	1(0)	0(0)	4(0)		
	環境研究総合推進費		2(4)	3(1)	6(0)	6(2)		
	地球環境保全等試験研究費		1(0)	1(0)	0(0)	1(0)		
	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業		6(4)	4(4)	6*(1)	9(3)		平成30年度以降は「イノベーション創出強化研究推進事業」への応募数、採択数を記載
特許料、入場料等の自己収入実績			金額(百万円)					
総計			40	47	50	44		
内訳	依頼出張経費		18	20	21	18		
	入場料		11	11	15	10		
	鑑定・試験業務		5	8	5	5		
	林木育種		4	5	7	7		
	財産賃貸収入		2	1	1	1		
	特許料		1	2	1	3		
施設利用料の収入実績(百万円)								
積立金処分額 (研究・育種勘定)(千円)				57,863	242,347	6,253		

*平成31年4月に誤集計であることが判明したため訂正

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	「第4業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。 独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。 一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情報などの開示に努める。 このほか、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行う。
中長期計画	○予算の収支計画及び資金計画 運営費交付金に係る予算の計画及び実行に当たっては、業務の効率化による効果に加え、「第3業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営に努める。 (1) 収益化単位の業務ごとの予算と実績管理 運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築し実施する。 (2) セグメントの開示 一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情報などの開示に努める。 (3) 自己収入の拡大に向けた取組 受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。本中長期目標の方向に即して、外部研究資金の獲得等を積極的に適切な対応に努める。 ○短期借入金の限度額 13億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入の遅延等に対応するため ○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 平成27年度末までに用途を廃止し、不要となっている財産である北海道支所外来研究員宿泊所跡地（札幌市）、東北支所好摩実験林（盛岡市）、関西支所宇治見・島津実験林（京都市）、四国支所松原山苗畑（高知市）、九州支所もみじ山（熊本市）については、平成28年度以降に現物納付する。 ○剰余金の使途 剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充てる。 ○積立金の処分 前中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。
年度計画	○中長期計画に基づき、業務の効率化を進め、確実な経費の削減を図るなど、適切な運営に努める。 (1) 収益化単位の業務ごとの予算と実績管理 運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築し実施する。 (2) セグメントの開示 一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情報などの開示に努める。 (3) 自己収入の拡大に向けた取組 受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。本中長期目標の方向に即して、外部研究資金獲得等について積極的に適切な対応に努める。 ○短期借入金の限度額 13億円 (想定される理由) 運営費交付金の受入の遅延等に対応するため ○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 なし ○剰余金の使途 剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充てる。 ○積立金の処分 前中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。
主な評価指標	<評価の視点> ・業務達成基準の導入、セグメント管理の強化に対応した会計処理方法が適切に定められているか。それによって運営されているか。 ・受託研究等の外部研究資金の確保等による自己収入の増加に向けた取組が行われているか。

	(評価指標) ・予算配分方針と実績 ・セグメント情報の開示状況 ・外部研究資金の実績 ・特許料、入場料等の自己収入実績 ・施設利用料の収入実績		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<主要な業務実績> ○予算の収支計画及び資金計画 (1) 収益化単位の業務ごとの予算と実績管理 中長期目標で定められた重点研究課題をそれぞれ一定の事業等のまとまりとしたセグメント区分とし、セグメント区分に応じた予算管理及び予算執行を行った。実績管理については、セグメント区分に応じた予算管理に基づき会計システムを活用した執行実績の整理を行い、執行実績額を確定した。 (2) セグメントの開示 中長期目標で定められた重点研究課題をそれぞれ一定の事業等のまとまりとして、適切にセグメントを設定し、平成30年度財務諸表にセグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情報などを開示した。 (3) 自己収入の拡大に向けた取組 受託研究等の外部研究資金の獲得を促進するため、主な外部資金の年間公募予定を一覧表にして研究職員に周知するとともに、公募情報の所内周知を速やかに行い、研究者が入念に申請準備を進められるようにした。また、プロジェクト企画・立案のスキル向上を目的とする研修を実施した。平成30年度は、主要な外部研究資金の公募時期にあわせ研修の実施時期を平成29年度よりもさらに早めて7月とし、有効な応募活動により直結するように配慮した。また、科研費の公募にあたっては、希望者には所内の研究専門員による応募書類の事前の確認を行い、応募書類の完成度が高まるように工夫した。この他、農林水産省の「『知』の集積と活用」の場」産学官連携推進協議会について、平成30年度は森林機構が中心となって新たに設立した2つの研究開発プラットフォームに加え、他機関が中心となって設立した2つのプラットフォームや昨年度設立したプラットフォームを経由し、「イノベーション創出強化研究推進事業」に8件の応募を行った。また、研究開発プラットフォームを経由しない応募も1件行った。 その他、依頼試験、分析や鑑定書の発行、受託出張について規程に基づく適切な見積、経費請求を行うことにより、受益者負担の適正化に努めた。さらに、特許実施料の拡大のため、アグリビジネス創出フェア2018、バイオマスエキスポ2018等の展示会に出展し、取得特許の企業への技術移転に取り組んだ。 新たに獲得した大型の外部研究資金として、イノベーション創出強化研究推進事業(カテゴリーとしては「その他の受託研究」に該当)が3件採択された。 ○短期借入金限度額 実績無し ○不要財産又は不要財産となるが見込まれる財産の処分に関する計画 該当無し ○剰余金の使途 該当無し ○積立金の処分 前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産(研究用機器等)の減価償却に要する費用等に57,860千円を充当し、収支の均衡を図った。		
自己評価	評定 B	<評定と根拠> 中長期目標に定められた重点研究課題をそれぞれ一定の事業のまとまりとしてセグメントに区分し、その区分に応じて予算・執行実績を管理するとともに、財務諸表に掲載・開示するなど、収益化単位の業務ごとの予算と実績管理及びセグメントの開示を行った。外部研究資金については、農林水産省の「『知』の集積と活用」の場」産学官連携推進協議会に設立した研究開発プラットフォームからイノベーション創出強化研究推進事業に8件の応募を行うなど、自己収入の拡大に向けて積極的に取り組んだほか、同事業では3件の採択があった。以上のことから、全体としては年度計画を着実に遂行できたものと考え、「B」評定とした。 <課題と対応> 外部研究資金全体の件数や獲得総額及び競争的資金の採択率が前年度を下回ったことについては巻き返しが必要である。ただし、外部研究資金獲得の拡大に向けた積極的な応募を行い、また、応募書類の完成度を高めるため、競争的資金を獲得した経験豊富な研究者による応募書類へのコメントなど新たな取組も行ったところであり、今後、その成果がどのように現れるかを分析し、状況に応じて適切な対策を講じていきたい。	
主務大臣による評価	評定 B	<評定に至った理由> 自己評価「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

4. その他参考情報					
(単位：百万円、%)					
	平成 28 年度末 (初年度)	平成 29 年度末	平成 30 年度末	平成 31 年度末	平成 32 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	192	127	69		
目的積立金	0	0	0		
積立金	57	242	6		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0	0		
運営費交付金債務	210	393	620		
当期の運営費交付金交付額 (a)	10,185	10,155	10,330		
うち年度末残高 (b)	210	393	620		
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	2.06%	3.87%	6.00%		
(注 1) 平成 30 年 3 月 30 日付け総務省行政管理局通知「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」に基づく記載。 (注 2) 最終年度における「前期中(長)期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中(長)期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額を記載。 (注 3) 「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載(最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されずに、「積立金」に計上された上で次期中(長)期目標期間に繰り越される。)。 (注 4) 「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載。					

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項) 様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2	第3 財務内容の改善に関する事項 2 水源林造成業務等		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-⑰ 行政事業レビューシート事業番号：0212、0218

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
長期借入金償還額	着実な償還	25,424 百万円	21,084 百万円	19,764 百万円	18,658 百万円			
債券償還額	着実な償還	7,059 百万円	6,300 百万円	5,300 百万円	4,900 百万円			
一般管理費	毎年度平均で対前年度比3%の抑制	187,116 千円	177,568 千円	170,796 千円	169,839 千円			
短期借入金の年度計画限度額及び実績額	限度額の範囲内で借入		76 億円 42.1 億円	41 億円 29 億円	34 億円 22 億円			上段は年度計画限度額、下段は実績額
国庫納付不要財産	職員宿舍第3号 (杉並区清水) (現物納付)		現物納付					
	いずみ倉庫 (福島市) (現物納付検討)		関係機関と事前協議を行い、更地化し納付することとし、スケジュールは今後調整	関係機関と協議を行い、スケジュールを作成し所要の調査を実施	関係機関と国庫納付に向けて、建物の撤去等に当たっての諸条件について協議を実施			
立木の販売面積	立木の販売計画対象面積上限 82,000ha (16,400ha/年)	2,381ha	1,942ha	3,246ha	2,267ha			
積立金処分額 (水源林勘定)			—	500,000 千円	500,000 千円			
積立金処分額 (特定地域整備等勘定)			186,539 千円	185,632 千円	152,357 千円			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	1 水源林造成業務 (1) 長期借入金等の着実な償還 適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間(平成28年4月1日から平成33年3月31日)中に長期借入金及び債券について675億円を確実に償還する。また、事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表する。 (2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 「第4業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた、中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。 2 特定中山間保全整備事業等 (1) 長期借入金等の着実な償還 適切な業務運営を行い、当期中長期目標期間(平成28年4月1日から平成33年3月31日)中に長期借入金及び債券について452億円を確実に償還する。 (2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 「第4業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた、中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。
中長期計画	○予算、収支計画及び資金計画 1 水源林造成業務 (1) 長期借入金等の着実な償還

	当期中長期計画期間中に長期借入金及び債券について 675 億円を確実に償還する。 また、毎年度、最新の木材価格や金利情勢などの経済動向や国費等の収入について一定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基づく償還計画額とともに公表し、これらと当年度の実績額について検証を行い、その結果を公表する。 (2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 「第3業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた、中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。 2 特定中山間保全整備事業等 (1) 長期借入金等の着実な償還 当期中長期計画期間中に長期借入金及び債券について 452 億円を確実に償還する。 (2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 「第3業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた、中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。 ○短期借入金の限度額 特定中山間保全整備事業等 76 億円 (想定される理由) 一時的な資金不足 ○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 特定地域整備等勘定 平成 28 年度に用途を廃止する予定の職員宿舍第 3 号(杉並区清水)については、平成 28 年度以降に現物納付する。また、平成 29 年度以降に用途を廃止する予定のいずみ倉庫(福島市)については、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の影響等があることから、その処理状況を勘案しつつ、平成 29 年度以降の現物納付に向け、関係機関等と調整を行う。 ○不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画 水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。 (計画対象面積の上限) 82,000ha ○剰余金の使途 水源林勘定 剰余金は、借入金利息及び債券利息に充てる。 特定地域整備等勘定 剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充てる。 ○積立金の処分 水源林勘定 前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充てる。 特定地域整備等勘定 前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収並びに長期借入金及び債券の償還に要する費用に充てる。
年度計画	○予算、収支計画及び資金計画 1 水源林造成業務 (1) 長期借入金等の着実な償還 長期借入金及び債券については、14,273 百万円を確実に償還する。 また、最新の木材価格や金利情勢などの経済動向や国費等の収入について一定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基づく償還計画額とともに公表し、これらと実績額について検証を行い、その結果を公表する。 (2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 「第2業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を踏まえた予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。 2 特定中山間保全整備事業等 (1) 長期借入金等の着実な償還 長期借入金及び債券については、9,297 百万円を確実に償還する。 (内訳) 特定中山間保全整備事業等 6,426 百万円 緑資源幹線林道事業 2,872 百万円 (2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 「第2業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を踏まえた予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。 ○短期借入金の限度額 特定中山間保全整備事業等

	34 億円 (想定される理由) ・借入金等の償還とその財源となる負担金等の徴収の制度差に起因する一時的な資金不足 ・その他一時的な資金不足 ○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 特定地域整備等勘定 書類倉庫として活用しているいずみ倉庫(福島市)については、敷地内の地下に埋設してある除染後の汚染土壌の処理状況を勘案しつつ、国への返納措置を検討する。 ○不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画 水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。 (計画対象面積の上限) 16,400ha ○剰余金の使途 水源林勘定 剰余金は、借入金利息及び債券利息に充てる。 特定地域整備等勘定 剰余金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充てる。 ○積立金の処分 水源林勘定 前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充てる。 特定地域整備等勘定 前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収並びに長期借入金及び債券の償還に要する費用に充てる。
主な評価指標	<評価の視点> 1 水源林造成業務 (1) 長期借入金等の着実な償還 ・当期中長期目標期間中に長期借入金及び債券について確実に償還しているか。 ・事業の透明性や償還確実性を確保するため、債務返済に関する試算を行い、その結果を公表しているか。 (2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、効率的な運営を行ったか。 2 特定中山間保全整備事業等 (1) 長期借入金等の着実な償還 ・当期中長期目標期間中に長期借入金及び債券について確実に償還しているか。 (2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、効率的な運営を行ったか。 (評価指標) 1 水源林造成業務 (1) 長期借入金等の着実な償還 ・当期中長期目標期間中(各年度)の償還計画に対する長期借入金及び債券の償還額 ・債務返済の見通しに関する試算及びその結果の公表に向けた検討及び実績 (2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算の作成がなされ、効率的な運営を行うための取組を行っているか。 2 特定中山間保全整備事業等 (1) 長期借入金等の着実な償還 ・当期中長期目標期間中(各年度)の償還計画に対する長期借入金及び債券の償還額。 (2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営 ・「業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算の作成がなされ、効率的な運営を行うための取組を行っているか。
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> ○予算、収支計画及び資金計画 (1) 長期借入金等の着実な償還

長期借入金等の償還原資である負担金等を確実に徴収するため、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、計画の負担金等を全額徴収したことにより、長期借入金及び債券を着実に償還した。

また、水源林造成業務については、最新の木材価格のデータに基づき債務返済に関する試算等を行い、「水源林造成業務リスク管理委員会」において長期借入金等の償還見通しについて確実に償還されることが確認された。なお、試算結果等については、10月31日にホームページ上に公表した。

【平成30年度長期借入金・債券償還実績】

(単位：百万円)

業 務	長期借入金償還元金	債券償還元金	計
水源林造成業務	11,173	3,100	14,273
その他完了した業務	7,485	1,800	9,285
特定中山間保全整備事業等	4,614	1,800	6,414
緑資源幹線林道事業	2,872	—	2,872
計	18,658	4,900	23,558

※ 特定中山間保全整備事業等の年度計画額9,297百万円と平成30年度長期借入金・債券償還実績9,285百万円の相違(△12百万円)については、負担金等の繰上納付があり、当該相当額の借入金を減じたことによる。

(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

水源林勘定と特定地域整備等勘定における一般管理費(公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、システムサーバー更新時に台数削減を行い機器保守料の減、調達物品(システムサーバー、PC)のリース方式への切替えによる予算の平準化、共同調達や一括調達による調達金額の節減に取り組みとともに、事務用品のリユースの推進などを図った。この結果、一般管理費は、30年度は対前年度比0.6%の削減で、28年度から30年度までで9.2%の削減となり、中長期計画に掲げた削減目標の毎年度平均で対前年度比3%を達成した。

○短期借入金の限度額

特定地域整備等勘定(特定地域等整備経理)において、長期借入金等の償還とその財源となる負担金等の徴収の制度差により、期中において一時的に資金不足が生じる見込となったことから、資金繰り資金として特定地域等整備経理で22億円の短期借入を行った。

なお、この短期借入金は、年度計画限度額(34億円)の範囲内であり、また、資金の調達にあたっては、競争(引き合い)により、より低利な資金調達に努め、全て年度内に確実に償還を行った。

○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

不要財産として処分することとしているいずみ倉庫(福島市)については、敷地内に埋設されていた汚染残土が、福島市により平成30年3月29日に撤去されたことから、関係機関と国庫納付に向けて建物の撤去、地下埋設物の有無の確認、敷地の整備等に当たっての具体的諸条件について協議を実施した。また、不要ライフライン(電気、ガス、電話)の切断等所要の進めた。

○不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

不要財産以外の重要な財産の譲渡に関して、年度計画の限度の範囲内で処理を行った。

○剰余金の使途

該当なし

○積立金の処分

水源林勘定の前中長期目標期間繰越積立金1,396,988千円のうち、500,000千円を借入金利息及び債券利息に充てた。

特定地域整備等勘定の前中長期目標期間繰越積立金2,038,657千円のうち、152,357千円を負担金等の徴収並びに長期借入金及び債券の償還に要する費用に充てた。

自己評価

評定

B

<評定と根拠>

○予算、収支計画及び資金計画

(1) 長期借入金等の着実な償還

長期借入金等の償還原資である負担金等を計画どおり確実に徴収し、長期借入金及び債券を着実に償還することができた。

また、前提条件を直近のデータに置き換えて予定長期収支の試算を行い、確実に償還がなされることを確認し、試算結果等について公表することができた。

(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

一般管理費について、事務経費の削減などにより目標を上回る削減率を達成することができた。

○短期借入金の限度額

年度計画限度額(34億円)の範囲内で、特定地域整備等勘定(特定地域等整備経理)において、資金繰り資金として22億円の短期借入を行い、競争(引き合い)により、より低利な資金調達に努め、全て年度内に確実に償還することができた。

○不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

不要財産として処分することとしているいずみ倉庫(福島市)については、関係機関と国庫納付に向けた具体的な諸条件について協議を行うなど所要の進めた。

○不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

	不要財産以外の重要な財産の譲渡については、水源林造成業務における分取造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売面積、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売面積は、年度計画の限度の範囲内で処理を行った。 ○剰余金の使途 本年度は剰余金を使っていないことから評価すべき点はなかった。 ○積立金の処分 水源林勘定の前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充当し、適正な処分を行った。 特定地域整備等勘定の前中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収並びに長期借入金及び債券の償還に要する費用に充当し、適正な処分を行った。 以上のことから、「B」評定とした。		
主務大臣による評価	評定	B	
	<評定に至った理由> 自己評価「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

4. その他参考情報

① 水源林勘定

	平成 28 年度末 (初年度)	平成 29 年度末	平成 30 年度末	平成 31 年度末	(単位：百万円、%) 平成 32 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	1,897	1,397	897		
目的積立金	0	0	0		
積立金	325	829	1,300		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0	0		
運営費交付金債務	0	0	0		
当期の運営費交付金交付額(a)	0	0	0		
うち年度末残高(b)	0	0	0		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	0	0	0		

② 特定地域整備等勘定

	平成 28 年度末 (初年度)	平成 29 年度末	平成 30 年度末	平成 31 年度末	(単位：百万円、%) 平成 32 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	2,224	2,039	1,886		
目的積立金	0	0	0		
積立金	153	281	402		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	0	0	0		
運営費交付金債務	0	0	0		
当期の運営費交付金交付額(a)	0	0	0		
うち年度末残高(b)	0	0	0		
当期運営費交付金残存率(b÷a)	0	0	0		

(注1)平成30年3月30日付け総務省行政管理局通知「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」に基づく記載。

(注2)最終年度における「前期中(長)期目標期間繰越積立金」、「目的積立金」、「積立金」には、次期中(長)期目標期間への積立金の繰越しを算定するために各勘定科目の残余を積立金に振り替える前の額を記載。

(注3)「うち経営努力認定相当額」には、最終年度に経営努力認定された額を記載(最終年度に経営努力認定された利益は「目的積立金」には計上されずに、「積立金」に計上された上で次期中(長)期目標期間に繰り越される。)

(注4)「その他の積立金等」には、各独立行政法人の個別法により積立が強制される積立金等の額を記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-3	第3 財務内容の改善に関する事項 3 森林保険業務		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
保険料収入(千円)			1,812,653	1,761,727	1,758,847			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、リスク管理のための委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえる。 (2) 保険料収入の増加に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者への森林保険の加入促進等に取り組む。
中長期計画	(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。 (2) 保険料収入の増加に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資するため、新規加入の拡大、継続加入の推進等による保険料収入の増加に向けて、関係諸機関と連携し、森林所有者、森林経営計画作成者、林業経営体等への森林保険の加入促進活動に取り組む。
年度計画	(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを検討する。 その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。 (2) 保険料収入の増加に向けた取組 森林保険業務の安定的な運営に資するため、新規加入の拡大、継続加入の推進等による保険料収入の増加に向けて、関係諸機関と連携し、森林所有者、森林経営計画作成者、林業経営体等への森林保険の加入促進活動に取り組む。
主な評価指標	<評価の視点> (1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し ・リスク管理のための委員会において、毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行っているか。 ・必要に応じて保険料率の見直しが行われているか。

	(2) 保険料収入の増加に向けた取組 ・森林保険業務の安定的な運営に向け、加入促進等による保険料収入の増加に向けた取組を行っているか。 (評価指標) (1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し ・毎年度積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告しているか。 ・必要に応じて保険料率の見直しが行われているか。 (2) 保険料収入の増加に向けた取組 ・第 3 の 3 (2) 加入促進に準じた内容 ・継続契約の増加に向けた取組の実施状況 ・保険料収入の額		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<主要な業務実績> (1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し 外部有識者等により構成される森林保険センター統合リスク管理委員会を 2 回開催し、森林保険業務の財務状況、積立金の規模の妥当性の検証等について、専門的な見地から点検を実施し、その結果を農林水産大臣へ報告した。 ・第 1 回委員会 (7 月) では、平成 29 年度決算書類をもとに森林保険の財務状況の検証を行い、民間の損害保険会社が公開している情報や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考に、森林保険センターの財務諸表やソルベンシー・マージン比率についてホームページにて情報公開を行った。 ・第 2 回委員会 (2 月) では、積立金の規模の妥当性について客観的なデータ等に基づき検証を行った。 特に、中長期目標において農林水産大臣に報告が求められている積立金の規模の妥当性の検証については、「安定した保険運営がなされるためには、異常災害を含む自然災害リスクに対し必要な支払能力となる積立金を保有する必要がある、森林保険センターが保有する積立金の規模は現状の契約規模で考えると過大とは言えない」との検証結果を取りまとめ、3 月 15 日付けで農林水産大臣に報告を行った。 (2) 保険料収入の増加に向けた取組 森林保険センターが作成した森林保険推進活動支援プランに基づき、森林組合担当者会議、公有林会議に出席したほか、各県森連、森林組合と三者合同で県、市町村への個別訪問を実施し (48 自治体)、リスクマネジメントの重要性と森林保険への加入の働きかけを行った (35 道府県 (前年 31 道府県))。また、森林保険センターの幹部を含む職員が林業関係団体、林業経営者協会、民間企業等の会合、森林整備センターシンポジウム等の場に積極的に出向き、森林保険の重要性を説明し、加入促進活動に取り組んだ。 森林所有者に代わって地域の森林管理を担っている森林施策プランナーに対しては、プランナー研修 (9 ヲ所 (前年 8 ヲ所)) に出向き、森林保険情報を提供しつつ、連携強化の要請を行った。 新マーケット開拓に向け、素材生産業者向けのパンフレットや災害事例などをまとめた「森林保険ガイドブック」を作成し、加入推進を行った。 各都道府県と森林保険普及事務等委嘱事業を実施し、森林保険の普及・啓発を行った (25 道府県 (前年 23 道府県))。 さらに、林野庁主催のブロック会議等に出席し、都道府県の担当者に対して、平成 31 年度から始まる森林経営管理制度のもとでの森林保険の必要性等について説明を行った。		
自己評価	評定	B	
	<評定と根拠> 外部有識者等により構成される森林保険センター統合リスク管理委員会において、積立金の規模の妥当性等について、客観的なデータ及び責任保険金額の規模から検証を行い、これに基づいて農林水産大臣への報告を行った。 道府県、市町村に対する働きかけや、林業関係団体、素材生産業者、民間企業等への働きかけにより、継続契約の向上や新マーケット確保に向け取組を進めた。 以上のことから、「B」評定とした。 <課題と対応> 積立金の規模の妥当性については、今後も引き続き災害シナリオ等のシミュレーションによる検証を重ねていく必要がある。		
主務大臣による評価	評定	B	
	<評定に至った理由> 満期情報の共有など、継続契約の増加に向けた取組を含め、年度計画に従った取組が着実に実施されており、自己評価「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-4	第3 財務内容の改善に関する事項 4 保有資産の処分		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
職員宿舎第3号(杉並区清水)	保有の必要性の見直し		国庫返納(現物納付)の実施					
いずみ倉庫(福島市)	保有の必要性の見直し		関係機関と事前協議を行い、更地化し納付することとし、スケジュールは今後調整	関係機関と協議の上スケジュールを作成し、所要の調査を実施	関係機関と国庫納付に向けて、建物の撤去等に当たっての諸条件について協議を実施			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標	保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。 特に、職員宿舎第 3 号（杉並区清水）については、国への返納措置又は売却を行う。また、いずみ倉庫（福島市）については、国への返納措置又は売却に向け、関係機関と調整を行う。		
中長期計画	保有資産の見直しについては、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。		
年度計画	保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。		
主な評価指標	＜評価の視点＞ ・保有の必要性の観点から保有資産の見直しが行われているか。また、処分することとされた保有資産についてその処分は進捗しているか。 （評価指標） ・保有資産の点検及び処分状況		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	＜主要な業務実績＞ 保有資産については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本視点について」（平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知）に基づき、保有している施設について、保有資産検討委員会において、保有資産の点検、利用状況の確認等を行った。 不要財産として処分することとしているいずみ倉庫（福島市）について、平成 29 年度のスケジュール策定時においては、福島市による汚染残土撤去の時期が不明であったため、平成 32 年度中の国庫納付を目標に平成 30 年度にライフラインの切断を行うスケジュールを策定した。その後、敷地内に埋設されていた汚染残土が、福島市により平成 30 年 3 月 29 日に撤去されたことから、関係機関と国庫納付に向けて建物の撤去、地下埋設物の有無の調査、敷地の整備等に当たっての具体的諸条件について協議を実施し、不要ライフラインの切断及び地下埋設物の有無の調査について所要の手続を予定どおり進め完了した。		
	自己評価	評定 B	＜評定と根拠＞ 不要財産として処分することとしているいずみ倉庫（福島市）については、関係機関と国庫納付に向けた具体的な諸条件について協議を行うなど所要の手続を進めた。 以上のことから、「B」評定とした。
主務大臣による評価	評定 B	＜評定に至った理由＞ 自己評価「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-1	第4 その他業務運営に関する重要事項 1 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務における連携の強化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-⑩、⑰ 行政事業レビューシート事業番号：0191、0212

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
研究成果の「橋渡し」に取り組んだ検討会等の回数(回)		6	6	7	7			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	研究開発業務と水源林造成業務及び森林保険業務との相乗効果の発揮に向けて、次のとおり連携強化を図る。 (1) 研究開発業務と水源林造成業務の連携 全国に広く分布する水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用することにより研究開発業務を推進するとともに、研究開発業務の成果・知見を活用した水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図る。加えて、業務の実施を通じて森林所有者や林業事業体に対する研究成果の「橋渡し」に取り組む。 (2) 研究開発業務と森林保険業務の連携 森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究を推進する。
中長期計画	(1) 研究開発業務と水源林造成業務の連携 全国に展開している水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用して施業技術や森林管理手法等の実証試験を実施するとともに、水源林造成の事業地で得られる調査データ等を研究開発業務に活用する。 また、検討会等を通じ、研究開発業務で得られた成果や科学的知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るとともに、森林所有者や林業事業体への研究成果の「橋渡し」に取り組む。 (2) 研究開発業務と森林保険業務の連携 森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した気象害の発生要因解析とリスク評価等の森林災害に係る研究開発業務を推進する。
年度計画	(1) 研究開発業務と水源林造成業務の連携 全国に広く分布する水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用することにより、施業技術や森林管理手法等の研究開発業務を推進する。 検討会等を通じ、研究開発業務で得られた成果や科学的知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るとともに、森林所有者や林業事業体への研究成果の「橋渡し」に取り組む。 (2) 研究開発業務と森林保険業務の連携 森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究を推進する。
主な評価指標	<評価の視点> ・水源林造成の事業地を研究開発のフィールドとして活用し研究開発を推進しているか。 ・検討会等を通じ、研究開発の成果・知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るとともに、森林所有者や林業事業体への研究成果の「橋渡し」に取り組んでいるか。 ・森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化がなされているか。 (評価指標) ・水源林造成の事業地をフィールドとして活用した研究開発の事例 ・研究開発の成果・知見を活用して水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るために取り組んだ事例 ・研究開発部門と森林保険部門が連携した取組を計画的に行っているか。 ・連携した取組の成果が共有され、森林保険業務に反映されているか。
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> (1) 研究開発業務と水源林造成業務の連携 ○地域との連携強化に向けた取組 ・北海道支所、北海道育種場及び札幌水源林整備事務所による北海道地域研究成果発表会を開催した。

		・北海道森林管理局、北海道支所、北海道育種場、札幌水源林整備事務所による北海道国有林森林・林業技術協議会を開催した。 ・九州支所と九州育種場が開催した九州地域評議会に九州整備局が出席し、情報共有を行った。 ・九州森林管理局コンテナ苗植栽試験地において活着率、成長量に関する調査を実施した。 ・ブロック会議育種分科会に九州整備局が出席し、情報共有を行った。 ・特定母樹等普及促進会議（人吉市）に九州整備局、熊本水源林整備事務所が出席し、情報共有を行った。 ○水源林造成事業地をフィールドとして活用した取組 東北海道整備局、関東整備局、中国四国整備局、九州整備局の水源林造成事業地を研究開発のフィールドとして以下の調査、試験を行った。特にエリートツリー、特定母樹については、多様な生育条件下における初期成長等の研究開発を行う上で有用な特性情報の蓄積が進んだ。 ・宮城県のスギコンテナ苗植栽試験地において活着率、成長量に関する調査を実施した。 ・栃木県、群馬県のさし木苗による第一世代のスギ及びヒノキ精英樹植栽試験地において、産地別の成長量や活着率等に関する調査を実施した。 ・岡山県を研究フィールドとしてヒノキエリートツリーや少花粉スギの成長量に関する調査を実施した。 ・熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、長崎県のスギエリートツリー等共同試験地において共同で定期調査を実施し、さらに新たな試験地を福岡県に設定した。 ・福島県のヒノキ林において、新規植栽木への放射性物質の経根吸収の評価とカリウム施肥による吸収抑制効果の検証を目的とする現地実証試験を実施した。 また、試験地を見本林として活用して、森林所有者、種苗生産業者、国有林、県等の林業関係者を対象に、試験地の概要、エリートツリーや特定母樹の成長の状況等について説明を行うことにより、研究成果の橋渡しを行った。 ○水源林造成業務における森林整備技術の高度化を図るための取組 森林整備センターの各整備局が開催した検討会においては、機構内の研究者による講演等を通じて、研究開発業務で得られた成果や科学的知見を活用した水源林造成業務における森林整備技術の高度化に取り組んだ。森林所有者や林業事業体、国有林、都道府県、市町村など地域の幅広い林業関係者の参加を得て以下の検討会を実施した。 ・講演内容「森林の水源かん養機能～保水力、水資源、濁水流出等について～」、主催：東北海道整備局、参加人数 73 名 ・講演内容「森林域における無人航空機等の先進技術の活用」、主催：関東整備局、参加人数 79 名 ・講演内容「安全な路網計画のための災害危険度認識及び危険地形の把握」、主催：中部整備局、参加人数 92 名 ・講演内容「シカ被害対策の現状と対策」、主催：中部整備局、参加人数 52 名 ・講演内容「獣類による林業被害対策」、主催：近畿北陸整備局、参加人数 72 名 ・講演内容「最近の架線系高性能林業機械の現状」、主催：中国四国整備局、参加人数 102 名 ・講演内容「下刈を1回省略しても大丈夫だろうか～水源林造成事業地を利用した調査の結果～」、「特定母樹の特性について」、主催：九州整備局、参加人数 201 名 さらに森林整備センターにおいては、研究に係る成果の活用や研究開発等との効果的な連携を推進するため、機構内の研究に関する情報交換会を4回開催し、「森林整備技術の高度化に資する研究成果の活用や研究開発について」、「日本の造林樹種と適地適木を考える」、「育成複層林への誘導～伐採面積と輪伐期を考える」、「大径長尺材の伐木集運材技術」について、今後の水源林造成業務に活用できる知見を共有した。 (2) 研究開発業務と森林保険業務の連携 ○森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化 効率的な被害調査及び保険金支払いの迅速化に向け、森林保険センターと研究開発部門とが密接に連携してドローン、タブレット端末、衛星画像の利用に向けた様々な活動を行った。具体的な連携内容は次のとおり。 ・森林被害調査のためのドローンの実証実験を森林保険センターと共同実施した。鹿児島、福岡及び北海道で実施し、空中写真と現地調査による損害調査結果とを比較して精度検証した。 ・森林保険センターが主催する「ドローン活用技術研修会」に研究開発部門から講師を派遣し、損害調査へのドローンの活用方法や関係法令等についての説明及びデモフライトを行った。損害調査の委託先・再委託先を主な受講者として、研修会を鹿児島、岩手及び大阪で実施し、のべ80名が受講した。 ・タブレット端末で動作し、気象害を受けた現場の画像や位置情報の収集及び被害種別判定に利用可能なシステムについて、森林保険業務に即したシステム改良や損害調査様式を組み込む改良を行った。 ・台風21号による近畿圏での風害発生に関して、衛星データを活用した簡易解析で風害発生地を特定する技術を開発し、現地調査で有効性を確認した。本手法の有効性を森林保険センターに示し、今後の保険業務への活用可能性について情報共有を行った。 ・ハンドブック「写真で見る林木の気象害と判定法」を刊行した（森林保険センターを通して森林被害調査の委託先に配布予定）。 ○森林保険業務で得られたデータを活用した森林災害に係る研究の推進 機構内委託研究「森林気象害のリスク評価手法に関する研究」を実施した。森林保険センターと研究部門とで5月及び10月に「研究開発と森林保険連携推進のための会合」を開催し、委託研究進捗状況を確認するとともに、研究開発部門から森林保険センターへのデータ提供依頼や森林保険センターから研究開発部門への要望等を行った。本委託研究の実施により次の成果を得た。 ・風害の受けやすさを統計的・物理的に数値化した風害リスク指数を定義し、全国マップを作成した。森林保険センターから提供された風害発生状況データと対比させ、風害リスク指数が有効であることを確認した。 ・冠雪害の受けやすさを評価する物理モデルである冠雪重量モデルを開発し、気象シミュレーションと組み合わせて全国の冠雪重量推定を行った。過去の雪害発生時
--	--	--

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

		の被害発生が精度良く推定可能であることを示した。 ・日射量等の気象データから林野火災のリスク評価を行う物理モデルを開発し、森林の生育状態あるいは施業実施に伴う林野火災リスクの推定を全国レベルで行った。森林保険センターから提供された過去の林野火災の情報を検証データとして、火災リスク予測技術としての有効性を確認した。	
自己評価	評定 A	<評定と根拠> 研究開発業務と水源林造成業務の連携については、コンテナ苗の植栽試験、エリートツリーの植栽試験、植栽木の放射性物質の動態解明などを連携して行い、エリートツリーや特定母樹の特性情報の蓄積等、研究推進にもつながる成果を得た。これらはいずれも林業上きわめて重要な取組であり、研究開発業務と水源林造成業務の両方を有する機構ならではのものである。こういった取組を積極的に進めることができたと考えている。また、森林整備センターや各整備局が開催する情報交換会や検討会に森林総合研究所と林木育種センターの研究者が参加し、森林所有者・林業事業体・国有林・都道府県・市町村など幅広い林業関係者に対して成果の橋渡しに努めることができた。 研究開発業務と森林保険業務との連携については、機構内委託研究「森林気象害のリスク評価手法に関する研究」において、森林被害データベースによる開発モデルの検証や林野火災のリスク評価や危険度予測などの新たな技術開発を通じて林野火災危険度マップなどの成果に結びつけ、さらに「写真でみる林木の気象害と判定法」の刊行等の成果を得ることができた。また、前年度に開発したタブレット端末を用いた技術について、森林保険業務に即した改良を行う等、前年度成果を軸としてさらに事業的成果に結びつく研究開発を推進することができた。 以上のように、研究開発業務と水源林造成業務および森林保険業務との連携については年度計画以上に進めることができ、大きな効果を得たと考えており、森林保険業務で利用できる具体的な成果も得られてきている。これらは年度計画を大きく上回る成果であることから、「A」評定とした。	
主務大臣による評価	評定 A	<評定に至った理由> 研究開発業務と水源林造成業務の連携については、水源林造成事業地において、コンテナ苗やエリートツリーの植栽試験、植栽木の放射性物質の動態解明等の試験研究を行うとともに、森林整備センターや各整備局が開催する情報交換会や現地検討会において森林総合研究所の研究者による情報発信を行うなど、森林整備技術の高度化と成果の橋渡しに取り組んだ。 また、研究開発業務と森林保険業務の連携については、森林保険業務により得られたデータを活用して森林気象害リスク評価手法の開発を行うとともに、昨年度開発したタブレット端末で利用可能な気象被害判別システムに、保険契約情報の確認や損害調査の機能を新たに付加し、保険の請求に係る作業の一層の効率化に取り組むなど、森林保険業務の高度化に資する顕著な成果もみられた。 以上のように、年度計画を着実に遂行したことに加え、森林の自然災害に関する研究からの知見を森林保険業務の中で積極的に活用する事例、森林保険業務の高度化・効率化に資する取組が顕著であったことから、「A」と評定する。	

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-2	第4 その他業務運営に関する重要事項 2 行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-⑩ 行政事業レビューシート事業番号：0191

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期 間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必 要な情報
委員会等派遣数		1841	1886	1682	1782			
内 国・地方公共団体・他独法・大学 訳 公益法人・協同組合等 一般法人・企業・その他		782	804	597	707			
		661	594	579	492			
		398	488	506	583			
国内の学会への対応件数			175	451	458			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	森林研究・整備機構は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、水源林造成業務及び森林保険業務を推進する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。 また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。 さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、行政機関等と連携・協力した取組を推進する。
中長期計画	森林研究・整備機構は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、森林整備センター及び森林保険センターを擁する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。 また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。 さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、国、都道府県等行政機関をはじめとする関係諸機関と連携・協力した取組を推進する。
年度計画	森林研究・整備機構は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、森林整備センター及び森林保険センターを擁する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。 また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。 さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、行政機関等と連携・協力した取組を推進する。
主な評価指標	<評価の視点> ・行政機関や他の研究機関との連携の仕組が適切に構築、運用されているか。 (評価指標) ・行政機関と計画段階から連携し、行政ニーズが反映されているか。 ・行政機関等と連携した取組の実施状況 ・緊急時の連携会議、専門家派遣の対応状況 ・他の研究機関等との連携協力状況（環境研究機関連絡会、筑波研究学園都市交流協議会等の実績等）
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 国との連携・協力については、行政ニーズを研究業務に反映する取組の一環として、平成 31 年 1 月の農林水産大臣の視察において、当機構における最新の研究成果の紹介をしたほか、森林総合研究所の各研究領域と林野庁の各課が情報と意見の交換を行う「研究調整会議」を開催し、詳細かつ具体的な行政ニーズの把握に努めた。さらに、林野庁に寄せられた一般からの科学的な事項に関する質問への対応協力、林野庁情報誌「林野-RINYA-」等への情報提供や編集協力、林野庁によるモントリオールプロセス報告書の作成への協力、林野庁への農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー候補者等の専門家の推薦等を行った。環境政策についても、地球観測推進のための宇宙航空研究開発機構、千葉大学等との宇宙ステーション搭載型センサー開発等、及び環境省の中央環境審議会気候変動影響評価等小委員会や気候変動の影響に関する分野別ワーキンググループ等に専門家として参加し、国際的な気候変動観測のあり方や、我が国における気候変動の適応策、緩和策の推進にむけた取組の検討に加わり、学術的知見を提供した。環境省の要請により中国四国地域気候変動適応広域協議会に参加した。以上のように、国の行政事務に対して、研究機関として全面的に協力を行った。 都道府県との連携・協力については、森林総合研究所及び林木育種センターにおいて、林野庁の主催する林業研究・技術開発推進ブロック会議（研究分科会、育種分科

		会)の運営に中核機関及び事務局として積極的に協力するとともに、各ブロックの林業試験研究機関連絡協議会の運営に主体的に関わった。また、都道府県立林業試験研究機関の研究成果をとりまとめ、「公立林業試験研究機関成果選集 No.16」として発行した。 他の研究機関との連携・協力については、国立研究開発法人協議会、筑波研究学園都市交流協議会等への参加を通じて、他の国立研究開発法人や大学、民間企業等との情報交換を進めた。特に、環境分野の連携・協力としては、森林機構、農研機構及び水研機構が参画する環境三所連絡会にて環境研究の情報交換を行い、また、国立環境研究所とは連携強化の会合を行った。さらに、農研機構農業環境変動研究センターの開催した農業環境研究推進会議連携推進部会では情報交換及び今後の連携・協力に向けた協議を行った。さらに、森林機構も参画する環境研究機関連絡会が主催する環境研究シンポジウム(一橋講堂で開催)では、口頭講演1件及びポスター講演7件を行った。また「『知』の集積と活用」研究開発プラットフォームにおいて、「持続的な林業生産システム研究開発プラットフォーム」と「地域創生に資する森林資源・木材の需要拡大に向けた研究開発プラットフォーム」を形成し、学術的知見の提供と研究情報の交換に取り組んだ。 災害への緊急対応として、平成30年4月の大分県耶馬溪町の山腹崩壊や平成30年7月豪雨(西日本豪雨災害)、9月の北海道胆振東部地震等の山地災害発生及び京都府貴船国有林の風害の発生時に林野庁と共同で現地調査を行い、報告書の取りまとめと公表に協力した。平成30年2月に秋田県湯沢市で発生した雪崩災害について、同年4月に林野庁と現地調査を行い、雪崩の発生や流下の状況について報告書を提出した。また、西日本豪雨災害と北海道胆振東部地震及び平成27年に地すべりが発生した白山大汝地区の緑化対策については林野庁の対策委員会に専門家として出席し今後の治山対策について助言を行った。これらの外部対応を通じて提供した知見は、林野庁の災害対策や復興対策の基礎的資料として活用された。 森林保険業務については、林野庁(整備課・計画課・森林利用課)が都道府県の担当者向けに開催したブロック会議等において、平成31年度から始まる森林経営管理制度のもとでの森林保険の必要性等についての説明を行った。また、林野庁、森林組合系統、関係機関の協力を得て、季刊誌「森林保険だより」の送付や森林保険に関するメールの配信等を実施し、森林保険の広報活動を効果的・効率的に実施した。
自己評価	評定 A <評定と根拠> 森林・林業・木材産業に関わる総合的な研究を推進する中核機関として、内部での連携を取りつつ、国や都道府県の公設林業試験研究機関との連携に積極的に取り組んだ。研究調整会議、ブロック会議等、これまでに構築した連携の仕組みを十分に活用して行政ニーズや地域の課題を把握に努めるとともに、行政からの求めに応じ、様々な形で連携協力を行った。また、他の研究機関、大学、民間企業等との意見交換会、シンポジウムへの参加等の機会を通じて、連携・協力体制の一層の強化にも取り組んだ。さらに、平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震等、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導の面で重要な役割を果たした。 森林保険業務についても、林野庁が都道府県の担当者向けに開催したブロック会議等において、森林経営管理制度のもとでの森林保険の必要性等について説明を行い、周知を図るとともに、季刊誌の送付、メールの配信等を通じて、広報活動を効果的・効率的に実施した。 以上のように、林業研究・技術開発推進ブロック会議(研究分科会、育種分科会)の運営協力や他の研究機関との連携推進等により年度計画を着実に遂行したことに加え、中でも、関係府省庁による気候変動観測体制のあり方や気候変動の適応策・緩和策の推進に向けた取組に関する検討への参加、研究の加速・高度化に向けた新たな連携・協力の仕組みとして、他の研究機関や大学・民間企業等を構成メンバーとする大型のプラットフォーム2件の形成、被災地の復旧・復興対策における助言や専門的な知見の提供等、行政の推進に顕著に貢献したことから、「A」評定とした。	
主務大臣による評価	評定 A <評定に至った理由> 行政機関や他の研究機関との連携・協力の強化に係る取組としては、国、都道府県、他の国立研究開発法人、大学や民間企業との間に構築済の仕組みを適切に運用して行政ニーズ及び地域課題の把握に努めたほか、研究の加速・高度化に向けた新たな連携・協力の仕組みとして、他の研究機関や大学・民間企業等を構成メンバーとする大型の研究開発プラットフォーム2件を発足させた。 加えて、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等の災害発生時には現地調査等の緊急対応や行政機関等に対して専門家としての助言を行うなど、多大な貢献がみられた。 森林保険業務においても、都道府県向けに行う会議の場での紹介、機関誌の配付・メール配信による広報活動を効果的・効率的に実施した。 以上のように、年度計画を着実に遂行したことに加え、被災地の復旧・復興においても専門的知見に基づく多大な貢献がみられたことから、「A」と評定する。	

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-3	第4 その他業務運営に関する重要事項 3 広報活動の促進		
当該項目の重要度、 難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-⑩、⑰ 行政事業レビューシート事業番号：0191、0212、0218

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
プレスリリース数		全体／研究成果 9 件／3 件	全体／研究成果 42 件／17 件	全体／研究成果 32 件／11 件	全体／研究成果 35 件／21 件			29 年度は 60 周年記念シンポ内で開催 盛岡水源林整備事務所 北海道支所、札幌水源林整備事務所 東北支所、盛岡水源林整備事務所
ウェブサイト等による発信 数		全体／研究成果 85 件／67 件	全体／研究成果 368 件／109 件	全体／研究成果 591 件／131 件	全体／研究成果 713 件／188 件			
森林・林業・木材研究に関 する問い合わせ等への対応 状況		全体／マスコミ 960 件／175 件	全体／マスコミ 1,242 件／468 件	全体／マスコミ 1,319 件／510 件	全体／マスコミ 1,326 件／532 件			
研究所ホームページへのア クセス数		45,163,829 件	48,214,913 件	45,448,081 件	44,419,190 件			
一般公開等 (研究所) 「一般公開」(研究所・支所) 「公開講演会」(研究所・支所) 「研究成果発表会・シンポジウ ム」(研究所・支所) (林木育種センター) 「親木の集い」 「林木育種成果発表会」 「林木育種事業 60 周年記念シ ンポジウム」 「一般公開」(関西育種場) (他機関と合同開催したもの) 「合同研究成果報告会」(東北 支所) 「一般公開」(北海道育種場) 「一般公開」(東北育種場)		回数／参加人数 5 回／34,407 人 6 回／689 人 10 回／1,465 人 1 回／884 人 1 回／140 人 1 回／390 人 1 回／141 人 1 回／173 人 1 回／437 人	回数／参加人数 5 回／33,516 人 7 回／988 人 2 回／227 人 1 回／918 人 1 回／145 人 1 回／約 400 人 2 回／227 人 1 回／219 人 1 回／347 人	回数／参加人数 7 回／48,119 人 6 回／890 人 3 回／312 人 1 回／780 人 1 回／214 人 1 回／410 人 3 回／228 人 1 回／155 人 1 回／385 人	回数／参加人数 7 回／36,644 人 6 回／963 人 2 回／168 人 1 回／1,091 人 1 回／125 人 1 回／260 人 1 回／120 人 1 回／142 人 1 回／448 人			
森林教室等 (研究所) 「木工体験」 「ミニ講演会」 「森林講座」 「森林教室」(関西支所) 「森林セミナー」(九州支所) (林木育種センター) 「森林教室」(北海道育種場) 「森林教室」(東北育種場) 「森林教室」(関西育種場) 「森林教室」(九州育種場) (他機関と合同開催したもの)		回数 1 回 1 回 10 回 3 回 4 回 - 回 3 回 1 回 - 回	回数 - 回 1 回 12 回 3 回 3 回 - 回 2 回 2 回 - 回	回数 - 回 1 回 12 回 3 回 3 回 - 回 2 回 2 回 - 回	回数 - 回 1 回 11 回 3 回 3 回 - 回 2 回 1 回 - 回			

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

「現地研究会」(北海道育種場)		1 回	1 回	1 回	地震のため中止			北海道林木育種協会 東北支所、盛岡水源林整備事務所 岩手県、東北支所
「講演会」(東北育種場)		1 回	1 回	1 回	1 回			
「成果報告会」(東北育種場)		1 回	1 回	1 回	1 回			
協賛・後援した催事等		回数	回数	回数	回数			
(研究所)								
「つくばちびっ子博士」		1 回	1 回	1 回	1 回			
「つくば科学フェスティバル」		1 回	1 回	1 回	1 回			
「子ども樹木博士」		1 回	- 回	- 回	- 回			
「夏休み昆虫教室」		1 回	1 回	1 回	1 回			
「うしくみらいエコフェスタ」		1 回	1 回	- 回	1 回			
「みどりとふれあうフェスティバル」				1 回	1 回			
「茨城県グリーンフェスティバル(土浦市(H29 より))」				1 回	1 回			
「わくわくサイエンススタンプラリー」(関西支所)				1 回	- 回			
「京都ミュージアムロード」(関西支所)				1 回	- 回			
「科博連サイエンスフェスティバル」(関西支所)				1 回	1 回			
「職場体験学習/中学生」(関西支所)					1 回			
「木材土木利用の今、昔」(四国支所)					1 回			
「プロが教える森林のおはなし」(四国支所)					1 回			
「しっとりと ? 国のお仕事」(九州支所、九州育種場)				1 回	1 回			
「山のお仕事体験」(九州支所)					1 回			
「農研機構九州沖縄センター一般公開」(九州支所、九州育種場)				1 回	1 回			
「九州農政局消費者の部屋」(九州支所)				1 回	1 回			
「職場体験学習/熊本市中学生」(九州支所)				1 回	1 回			
「林業科高校生研修受入れ」(九州支所)					1 回			
(林木育種センター)								
「エコフェスひたち」		1 回	1 回	1 回	1 回			
「茨城県グリーンフェスティバル(常陸太田市まで)(H28 まで)」		- 回	1 回					
「青少年のための科学の祭典・日立大会」		1 回	1 回	1 回	1 回			
「自然世塾講座」(東北育種場)					1 回			
「職場体験学習/盛岡市中学生」(東北育種場)					1 回			
「水都おおさか森林の市」(関西育種場、関西支所)		1 回	1 回	- 回	1 回			

様式2-1-4-2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他の業務運営に関する重要事項)様式

[illegible]

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	研究開発業務については、森林の多面的機能に対する国民の理解の醸成、林業の振興や木材利用の促進につながるよう研究情報や成果を利用者が使いやすい形でマスメディアやウェブサイト等を活用して的確に発信する。
-------	---

	水源林造成業務については、国民の理解の醸成に努めるとともに、研究開発業務との連携を図りつつ、現地検討会や技術交流会等の場の活用も含めて森林整備に係る技術情報を地域の森林・林業関係者等へ提供する。 森林保険業務においては、森林保険の重要性、保険業務の実績、災害に係る情報等を積極的に発信することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう効果的に広報活動を行う。
中長期計画	(1) 研究開発業務 森林研究・整備機構の成果及び森林の多面的機能や木材利用の意義を一般市民と共有し、森林や木材利用に対する国民理解の醸成を図り、適切な森林管理と木材利用が進むよう、研究成果等を各種メディアで広報する。また、広報に当たっては、利用者の利便性を考慮しつつ、普及に最適なメディアを戦略的に活用し、マスメディア等へのプレスリリース、ウェブサイトの活用、広報誌の配布等様々な手段で効果的に実施する。 (2) 水源林造成業務 水源林造成業務と研究開発業務との連携を図りつつ、職員及び造林者等を対象とした整備局の検討会を通じて、森林整備に係る技術情報を提供する。 森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等における対外発表活動を奨励し推進する。 水源林造成業務に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに、分取造林契約実績の公表等を実施する。 事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。 (3) 森林保険業務 森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、森林保険の窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の御意見等をホームページや広報誌等を通じて積極的に発信することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう効果的に広報活動を行う。
年度計画	(1) 研究開発業務 森林研究・整備機構の情報を広く発信するため、機構ホームページの活用や環境報告書の発行等を推進する。研究開発業務においては、研究所の成果及び森林・林業・木材・林木育種に関する情報を広く社会に発信するため、季刊森林総研や研究成果選集、林木育種情報等の広報誌発行、ウェブサイト掲載、フェイスブック掲載、記者会へのプレスリリース、市民向けの森林講座・公開講演会・一般公開の開催、外部の各種イベントへの出展など、広報活動を積極的に推進する。 (2) 水源林造成業務 水源林造成業務については、研究開発業務との連携を図りつつ、森林整備に係る技術情報を提供するため、職員及び造林者等を対象とした整備局の検討会を6回以上開催する。 森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等において2件以上発表する。 水源林造成業務に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト（ホームページ）、広報誌等により広報するとともに、平成29年度分取造林契約実績のウェブサイトへの掲載等を実施する。 事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。 (3) 森林保険業務 森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、森林保険の窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の御意見等をホームページや広報誌等を通じて積極的に発信することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう効果的に広報活動を行う。
主な評価指標	<評価の視点> ・法人が国民に広く認知されるための広報の取組が行われたか。 (評価指標) ・公表したプレスリリース数 ・ウェブサイト等による発信数 ・第3の3(2)加入促進に準じた内容 ・森林・林業・木材研究に関する問い合わせ等への対応状況
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 森林研究・整備機構の情報を広く発信するため、機構ホームページを活用し、機構の目的、組織、業務及び評価に関する情報等を公開するとともに、トップページの「注目情報」において機構内の各組織が発信するニュース、成果、イベント等の情報を紹介した。また、環境に関する取組や成果を取りまとめた環境報告書の発行と機構ホームページでの公開、「みどりとふれあうフェスティバル」（(公社)国土緑化推進機構等主催）への出展等において、機構内で連携して広報活動に取り組んだ。各業務については以下のとおり、プレスリリースや記者会見、ウェブサイトでの広報、刊行物等による成果の公表及び広報活動を推進するとともに、マスコミ取材及び一般問い合わせ対応、公開講演会・一般公開・イベント等を通じて国民との双方向コミュニケーションの促進に努めた。 (1) 研究開発業務 (森林総合研究所) ①プレスリリース

プレスリリースを積極的に推進し、33件のプレスリリースを行った。そのうち研究成果は19件あり、記者会見を実施した「木を発酵して香り豊かなアルコールができましたーまだお酒未満ですが、新たな可能性を拓く技術開発に挑戦しますー」、「木材の成分を用いた自動車内外装部品の実車搭載試験を開始ー改質リグニンを利用した材料の実用化へー」では、会見後も取材申込が相次ぐなど大きな反響を得た。さらに「桜の害虫防除に貢献！微生物防除剤「バイオリサ・カミキリ」に桜が適用拡大されました」、「防火規制をクリアし、外壁をCLTとした中高層木造ビル実現へ！ー日本初の2時間耐火のCLT外壁を開発し国交大臣認定を取得。実物件への適用が可能にー」、「バカマツタケの人工栽培による継続発生に成功」などの成果を発信し注目を浴びた。

②ウェブサイトでの広報

研究所のウェブサイトやフェイスブックによる情報発信に積極的に取り組み、研究成果やイベント情報など700件を超える情報を発信した。具体的には、各種学会誌に掲載された研究職員の論文内容を分かりやすくまとめ、「プレスリリース」や「研究最前線」コーナーに掲載するとともに、研究所が主催・後援するシンポジウムや一般公開など各種イベント、研究所が発行する刊行物についても適宜掲載し、迅速な情報発信に努めた。また、年度計画にはなかったが、欧州連合（EU）が個人情報保護を目的に制定したEU一般データ保護規則（GDPR）に対応するため、ホームページにプライバシーポリシーや情報収集の状況を明示した。また前年度に導入を開始した研究者情報の公開を支所と育種場のホームページでも推進し、各研究職員のテーマ、キーワードを掲載するとともに、論文、プロジェクト参画情報へのリンクを設定した。これらの取組の結果、ウェブサイトへの総アクセス数は前年度に引き続き4千万件を超えた。

③マスコミ取材及び一般問合せ対応

相談窓口を通して、森林・林業・木材研究に関する1,326件の問合せに対応した。そのうちマスコミからの取材申込みが532件、一般市民、民間企業、関係団体、地方自治体等からの問合せが794件あり、特に森林生物や森林資源の利用に関する取材、問合せが多かった。プレスリリースやウェブサイトでの情報発信を受けて多くの取材が行われ、新聞・テレビ・ラジオ・ウェブサイト・雑誌等で、研究所の研究紹介や研究者のコメントが多数報道された。

④研究所が発行した刊行物

「研究成果選集」、「季刊森林総研」、「森林総合研究所研究報告」、「年報」、「研究情報」等の定期刊行物及び各種刊行物により、研究所の活動、研究成果等を公表した。また、年度計画にはなかったが、「季刊森林総研」については、研究成果をわかりやすく伝える観点からリニューアルし、対談・特集・研究紹介のシンブルな構成にするとともにデザインも改善した。また、取材・編集業務の一部を外部委託することで、理事長と隈研吾氏との対談を実現するなど、魅力的な誌面づくりを進めた。リニューアル後の「季刊森林総研」は好評を博し、年間配布部数は初の2万部超えとなった。

⑤研究所が開催した公開講演会・一般公開等のイベント

平成30年度公開講演会を研究所・支所において開催した。また、支所・科学園並びに各種研究プロジェクトにおいても、それぞれ公開講演会やシンポジウムを開催し、研究成果の公表に努めた。一般市民への研究所の紹介と研究への理解の醸成を目的として、研究所と支所・科学園において一般公開を開催した。また夏休み期間には、研究所の「もりの展示ルーム」を公開し、多数の来場者を得た。

森林総合研究所が主催するシンポジウム、研究集会、市民向けの森林講座などのほか、農林水産省、地方自治体等が主催する諸催事に後援や協賛を行うとともに、「バイオマスエキスポ」、「林野庁中央展示」、「グリーンフェスティバル2018」、「つくば科学フェスティバル」、「WOODコレクション（モクコレ）2019」等の外部イベントにも出展を行った。また、農林水産省の広報誌「aff（あふ）」や林野庁の情報誌「林野-RINYA-」に最新の研究成果を発信した。さらに、つくば市内の小中学校からの依頼により研究者を派遣し、木橋やスズメバチをテーマに計3回の授業を行った。

【平成30年度 研究所が開催した主なイベント等】

No.	時 期	イベント名	内容
1	30年7月	夏の一般公開（茨城県つくば市）	前年度と同様に夏休み期間の土曜日に開催し、従来の樹木園見学、講演会、ウッドクラフトに加え、森林の動植物、昆虫、きのこ、木材について楽しく学べる体験型イベントや、林木育種センター、森林整備センター、森林保険センターとのクイズラリー共催など魅力的なプログラムづくりに努めた。さらに、つくば市の全ての小学生（約1万5千人）へのパンフレット配布、食堂の休日営業、駐車場の拡大など研究所をあげての取組を推進した結果、前年度の2倍を超える来場者を得て、大盛況のうちに幕を閉じた（H30.7.28：来場者数1,699人）。
2	30年7-8月	もりの展示ルーム公開（茨城県つくば市）	夏休み期間に、研究所の「もりの展示ルーム」を「つくばびっ子博士2018」の会場の一つとして公開し、生きたカブトムシに触れる体験コーナーやコンテナ苗・林業機械等の常設展示コーナーに加え、企画展示として「サクラを観る・守る・利用する」を開催し、小中学生を中心に前年（H29.7.22～H29.8.31：来場者数4,983人）を上回る多数の来場者を得た（H30.7.21～H30.8.31：来場者数5,844人）。
3	30年10月	森林総合研究所公開講演会「水を育む森林」（東京都港区）	ヤクルトホールにおいて、「水を育む森林」をテーマに、外部講演者として近藤平人氏（サントリーグローバルイノベーションセンター（株）水科学研究所）を迎えて特別講演をしていただくとともに、研究所の研究者4名が森林への降水、水流出、水質、及び森林内の水移動について最新の研究成果に基づく発表を行った。さらに林木育種センター、森林整備センター、森林保険センターと連携してポスターや映像の展示発表を行った（H30.10.16：来場者約200人）。

（林木育種センター）

研究成果については、古都京都のアカマツ景観の再生に貢献する「京都市内から初めて 松くい虫に強いアカマツ品種」、「関西育種場における『林木遺伝子銀行110番』による比叡山延暦寺根本中堂参道のヤマザクラ後継樹が里帰り」の2件をプレスリリースした。

また、平成30年度林木育種成果発表会及び「第23回親林の集い」(一般公開)を開催した。さらに、日立市主催の「エコフェスひたち2018」では、研究の紹介や木の円盤、ドングリ、木片等を使った工作体験コーナーを出展し、(公財)日本科学技術振興財団・科学技術館主催の「第18回青少年のための科学の祭典・日立大会」では、研究の紹介や樹木の種からクリスマスキャンドルを作るコーナーを出展した。

【平成30年度 林木育種センターが開催したイベント等】

No.	時 期	イベント名	内 容
1	30年10月	第23回親林の集い (茨城県日立市)	研究成果の紹介や地域住民等との交流を目的とし、研究・育種事業の紹介や研究施設探索ツアー等を行うとともに、森林総合研究所、森林整備センター、森林保険センターから、ウッドクラフト、はがき作り、木の鉛筆立て作りなどを出展し連携して実施した(H30.10.20:来場者数1,091人)。
2	31年2月	平成30年度林木育種成果発表会(東京都江東区)	平成30年度の開発品種をはじめとする最近の主な研究成果を発表した(H31.2.13:来場者数125人)。

(2) 水源林造成業務

水源林造成業務については、森林総合研究所・支所・育種場の研究者と連携し、森林整備に係る技術情報を提供するため、検討会を7回開催した。この検討会にあたっては、造林者はもとより、国有林、県、市町村の職員など地域の幅広い林業関係者の参加を得て実施した。

【平成30年度 検討会内容】

No.	時 期	場 所	主 催	参加人数	講 師	講演内容
1	30年9月	大分県	九州整備局	201名	九州支所 林木育種センター	下刈を1回省略しても大丈夫だろうか?～水源林造成事業地を利用した調査の結果～特定母樹の特性について
2	30年10月	徳島県	中国四国整備局	102名	森林総合研究所	最近の架線系高性能林業機械の現状
3	30年10月	宮城県	東北北海道整備局	73名	東北支所	森林の水源かん養機能～保水力、水資源、濁水流出等について～野生動物による森林被害について
4	30年10月	兵庫県	近畿北陸整備局	72名	森林総合研究所	獣類による林業被害対策
5	30年10月	群馬県	関東整備局	79名	森林総合研究所	森林域における無人航空機等の先進技術の活用
6	30年10月	三重県	中部整備局	92名	関西支所	安全な路網計画のための災害危険度認識及び危険地形の把握
7	31年2月	三重県	中部整備局	52名	多摩森林科学園	シカ被害対策の現状と対策

平成30年度の研究発表は、民国含めた地域の林業関係者が幅広く参加する森林管理局の技術研究発表会において、整備局等で取り組んだ研究等の成果について3件発表し、積極的に森林整備技術に係る普及活動を行った。

【平成30年度 発表内容】

No.	時 期	場 所	主 催	発表者	発表内容
1	30年10月	熊本県	九州森林管理局	九州整備局職員	獣害防護柵(シカネット)と中苗植栽及び下刈省略による実証実験について
2	30年11月	大阪府	近畿中国森林管理局	中国四国整備局職員	コウヨウザン(早生樹)の調査研究の取り組み～コスト削減に向けた可能性～
3	31年1月	秋田県	東北森林管理局	青森水源林整備事務所職員	水源林造成事業におけるヒバ造林への取組

平成30年度の広報誌等での主な広報活動等は、次のとおりである。

【平成30年度 広報誌等での主な広報活動等】

No.	時 期	広報の方法等	広報内容
1	30年10月	公開シンポジウム「次世代へつなぐ森林の恵み」を開催(宮崎県宮崎市)	森林整備センターが主催した公開シンポジウムにおいて、「次世代へつなぐ森林の恵み」をテーマとし、森林所有者、林業事業者、一般市民等に対して、水源林造成業務が行っている森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる森林づくり、水源林造成業務における森林整備技術の高度化にもつながる研究開発の成果などを紹介した。 (H30.10.30:来場者数約370人)
2	31年1月	森林技術 No.922	宮崎県宮崎市で森林整備センターが主催した水源林シンポジウムについて、講演及び各報告の概要を掲載し、次世代へつなぐ森林の恵みを持続的かつ高度に発揮させるための取組について紹介した。
3	通 年	パンフレットの配布	水源林造成業務に係るパンフレットを市町村・林業関係団体等に配布し、事業の普及・啓発に努めた。水源林シンポジウムなどで、来場者にパンフレットを配布して、最近の取組や事業の効果等の説明に努めた。
4	通 年	広報資料「平成30年度の取組事項」の配布	平成30年度における森林整備センターの取組予定を「水源林造成事業による森林整備の推進」、「研究開発業務との連携」、「地域の森林整備への貢献」の3つの柱に沿って紹介した広報資料を作成し、配布した。

平成30年度のウェブサイトでの主な広報活動等は、次のとおりである。

【平成30年度 ウェブサイトでの主な広報活動等】

No.	広報活動	広報内容
1	水源林の公益的機能等を掲載	水源林造成業務の公益的機能や成果等を掲載した。
2	公開シンポジウムの概要や講演要旨を掲載	シンポジウムの講演や各報告の概要を公開し、次世代へつなぐ森林整備技術について紹介した。
3	平成 29 年度の分収造林契約実績を掲載	事業実施の透明性を高めるため、各整備局別の分収造林契約面積や植栽面積を公開した。
4	技術研究発表会で発表した内容について掲載	整備局等が森林管理局の技術研究発表会で発表した内容について掲載した。(3件)
5	イベント開催の模様等を掲載 (※国民に対する主な広報活動の一例)	整備局等が主催・共催した植樹祭、森林教室等の活動内容を掲載した。 また、市町村、林業関係団体等が主催するイベントに整備局等が出展し、事業のPR等を行っている模様等を掲載した。(計48件 主催・共催:16件、参加・出展等:31件、森林整備推進協定の締結:1件)

(※国民に対する主な広報活動:整備局等取組の一例)

No.	時 期	場 所	開 催	取 組	対 象	主 要 内 容
1	30 年 6 月	京都府	近畿北陸整備局	森林教室	地元小学生(京丹波町立丹波ひかり小学校)	・紙芝居による、山のはたらき・森林整備の重要性についての説明 ・丸太を切り、木の年輪数え
2	30 年 7 月	静岡県	静岡水源林整備事務所	森林教室	静岡市内の児童クラブの子どもたち	・絵や写真で森の役割や作り方の説明 ・木や松ぼっくりによる人形づくり工作
3	30 年 9 月	愛知県	中部整備局	森林教室	地元小学生(田原市立赤羽根小学校)	・紙芝居による、森林の大切さの説明 ・間伐体験
4	30 年 10 月	愛媛県	中国四国整備局	植樹祭	地元小学生(鬼北町立日吉小学校)	・森林の持つ公益的機能と整備センターの役割を説明 ・山桜等の記念植樹及びヒノキのコンテナ苗の植樹
5	30 年 11 月	宮城県	東北北海道整備局	植樹祭	地元小学生(栗原市立花山小学校)	・ヤマボウシ(栗原市の木)の記念植樹及びスギのコンテナ苗の植樹 ・高性能林業機械(ハーベスタ)を使った作業現場の見学
6	31 年 1 月	熊本県	熊本水源林整備事務所	森林・林業学習会	地元小学生(多良木町立黒肥地小学校)	・森林教室(森林・林業、木材に関する講義) ・製材所見学 ・木工教室(木製ブランター作成)

モデル水源林におけるデータの蓄積については、国民に対する事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続き水文データの収集、蓄積を実施した。

(3) 森林保険業務

平成 30 年度の主な広報活動等は、次のとおりである。

【平成 30 年度 主な広報活動】

No.	時 期	広報の方法等	広報内容
1	通年	パンフレットの配布	平成 31 年度から適用される改定商品の内容を反映させた「森林保険パンフレット」16 万部を新たに作成し、森林組合系統や自治体、森林管理局等に配布するとともに、各種会議や個別訪問等での活用を行い、森林保険の普及・啓発に努めた。
2	31 年 1 月	ポスターの配布	森林所有者や林業関係者・担当者等に森林保険制度の周知を図るため、ポスター(約 5 千枚)を新たに作成し、森林組合系統や自治体、森林管理局等に配布し掲示を要請した。
3	通年	季刊誌「森林保険だより」の発行	森林保険センターの広報誌として、4 回、計 24,000 部を発行するとともにホームページに掲載し、森林組合系統の実務担当者、森林保険契約者、森林所有者、自治体、林業関係団体等に配布し、事業の普及・啓発に努めた。水源林シンポジウムなどで、来場者にパンフレットを配布して、最近の取組や事業の効果等の説明に努めた。
4	通年	メール「森林保険通信」の配信	森林保険に親しんでもらう通信を 7 回、森林組合系統、森林保険契約者、自治体、林業関係団体等に送付するとともにホームページに掲載し、森林保険の紹介に努めた。
5	通年	森林保険ガイドブックの作成及び配布	新たに森林保険をわかりやすく紹介する冊子を作成し、ホームページに掲載するとともに、各種会議等で配布した。
6	通年	外部広報への記事及び広告の掲載	30 年度の新しい取組として、林業関係団体等の機関紙への記事及び広告を掲載して森林保険制度に関する基本的な情報や、森林組合系統等の取組、研究開発業務との連携による共同研究等の紹介を行った。 「林野-RINYA-(林野庁発行)」 広告:2 回 「造林時報(日本造林協会発行)」 広告:1 回、記事:1 回 「林業新知識(全国林業改良普及協会発行)」 広告:1 回、記事:1 回

			「森林組合(全国森林組合連合会発行)」 記事:6回 「山林(大日本山林会発行)」 記事:3回	
	7	通年	ウェブサイトでの広報活動	上記1~5について電子データを掲載するとともに、平成29年度森林保険に関する統計資料、商品改定のお知らせ及びよくあるご質問等の森林保険に関する情報を随時掲載した。
	8	通年	その他	森林施業プランナー研修(年7回)等における情報提供等、関係機関と連携し、森林所有者、森林計画作成者、林業経営者等に対し効果的・効率的に広報活動を行った。
自己評価	評価	A	<評価と根拠> 平成30年度においては、森林研究・整備機構の情報を広く発信するためホームページを活用し、当機構の目的、組織、業務、環境への取組(環境報告書)など各種情報を発信するとともに、「注目情報」から各組織のタイムリーな情報を紹介した。また各業務について以下のように成果の公表及び広報、成果の利活用の促進に努めた。 研究開発業務については、プレスリリースや記者会見の推進、ウェブサイトでの情報発信、リニューアルした広報誌など様々な刊行物の発行・配布、森林総合研究所・支所・林木育種センター・育種場の開催する一般公開、公開講演会、シンポジウムを通じて、森林・林業・木材・林木育種に関する研究成果や研究者情報の発信に積極的に取り組んだ。とりわけ夏の一般公開では、つくば市の全小学生へのパンフレット配布など発信力の強化や林木育種センター、森林整備センター、森林保険センターとの連携の推進など組織をあげての取組により、前年の2倍を超える多数の来場者を得た。親林の集いでも多数の来場者に研究成果を紹介し地域との交流を深めた。また、マスコミ、企業、公共団体、市民からの問合せにも積極的に対応した。 水源林造成業務については、森林整備センターの各整備局が開催した検討会において、森林総合研究所・支所・育種場の研究者と連携し、研究開発で得られた成果や科学的知見を活用して水源林造成業務における森林整備に係る技術情報を提供した。この検討会にあたっては、造林者はもとより、国有林、県、市町村の職員など地域の幅広い林業関係者の参加を得て7回開催した。整備局等における研究等の成果について、森林管理局が主催する技術研究発表会において3件発表し、森林整備技術の普及・啓発に努めた。また、事業効果及び効果事例等については、パンフレット、ウェブサイト、広報誌等を活用し、積極的な広報活動に努めた。事業実施の透明性を高めるため、平成29年度の分収造林契約実績を各整備局別に整理してウェブサイトに公開した。さらに、国民に対する事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林における水文データの収集、蓄積を行った。 森林保険業務については、関係機関や林業関係団体と連携し、新たに作成した森林保険ガイドブックやパンフレット、季刊誌、ホームページ等を活用して森林保険の情報を積極的に発信したことに加え、新たな取組として林業関係団体の外部広報誌への記事及び広告の掲載を推進することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう広報活動を行った。 以上のように、年度計画を着実に遂行したことに加え、一般公開等の規模拡大や広報誌のリニューアル、森林保険ガイドブックの発行や外部広報誌の活用等の新たな取組による発信力の強化、講演会・研修会を通じた積極的な情報提供、森林整備技術や森林保険制度の一層のPR、組織間の連携の推進等の積極的な取組を多数行ったことから、「A」評価とした。	
主務大臣による評価	評価	A	<評価に至った理由> 研究開発業務については、ウェブサイト(森林総合研究所のホームページ)やfacebookページ、プレスリリース、リニューアルした広報誌等による幅広い情報提供をはじめとして、シンポジウムや前年の2倍を超える来場者を得た施設の一般公開の各種イベントも含め、活発な広報活動を推進した。親林の集いでも多数の来場者に研究成果を紹介し地域との交流を深めた。また、マスコミ、企業、公共団体、市民からの問合せにも積極的に対応した。 水源林造成業務については、地域の森林・林業関係者を対象とした技術検討会を研究開発部門と連携し、年度計画以上に実施し、森林整備に係る技術情報を提供するとともに、他機関が主催する技術交流の場にも積極的に参加し情報発信を行った。さらに、ウェブサイト、広報誌等による広報活動及び事業実績、事業評価等の情報提供を積極的に行うことにより、事業の広報の強化や透明性の向上に努めるとともに、事業効果の情報提供を推進する観点からモデル水源林におけるデータの集積を継続的に行った。 森林保険業務については、関係機関や林業関係団体と連携し、新たに作成した森林保険ガイドブックやパンフレット、季刊誌、ホームページ等を活用して森林保険の情報を積極的に発信したことに加え、新たな取組として林業関係団体の外部広報誌への記事及び広告の掲載を推進することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう広報活動を行った。 以上のように、年度計画を着実に遂行したことに加え、広報誌のリニューアルや一般公開等の規模拡大、森林保険ガイドブックの発行や外部広報誌の活用等の新たな取組による発信力の強化等により、積極的な広報活動を行ったことから、「A」評価とした。 <農林水産省国立研究開発法人審議会の意見> リニューアルした広報誌については、一般の方にも幅広く読んでもらえるよう図書館等にも配布し、引き続き広報活動を促進されたい。	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-4	第4	その他業務運営に関する重要事項 4 ガバナンスの強化	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-⑩、⑰ 行政事業レビューシート事業番号：0191、0212、0218

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	(1) 内部統制システムの充実・強化 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総管査第322号 総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システムの更なる充実・強化を図る。 特に、前中期目標期間内に生じた研究開発業務における不適正な経理処理事案等の事態を重く受け止め、物品の適正な調達、その他のリスクの把握と管理等の対策を徹底し、不適正事案の根絶に向け、内部統制の仕組みを強化する。 具体的には、各業務について、役員から現場職員までの指揮命令系統や連絡・報告体制を明確化するとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。また、監査従事職員の資質の向上を図ることにより、内部監査を効率的・効果的に実施する。 (2) コンプライアンスの推進 森林研究・整備機構に対する国民の信頼を確保する観点から法令遵守を徹底し、法令遵守や倫理保持に対する役職員の意識の向上を図る。 特に、研究活動における不適正行為については、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進する。 また、コンプライアンス確保のためにPDCAサイクルの取組の徹底など必要な取組が充分に機能するよう、外部有識者を含めたコンプライアンス委員会を開催する。
中長期計画	(1) 内部統制システムの充実・強化 「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成26年11月28日総管査第322号 総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・水源林造成業務・森林保険業務の各業務の特性に応じた内部統制システムの更なる充実・強化を図る。 このため、各業務について、役員から現場職員までの指揮命令系統や連絡・報告体制を明確化するとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。 また、監事及び監査法人等との連携強化並びに監査従事職員等の資質向上を図りながら、PDCAサイクルの下、内部監査を効率的・効果的に実施する。 (2) コンプライアンスの推進 役職員は、森林研究・整備機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。 このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、毎年度の取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。 また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進するとともに、不適正な経理処理事案の再発防止策の周知及び徹底、不正防止計画の着実な推進に努める。
年度計画	(1) 内部統制システムの充実・強化 各業務について、役員から現場職員までの指揮命令系統や連絡・報告体制を明確化するとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。 また、監事及び監査法人等との連携強化を図るとともに、各種研修への参加等により監査従事職員等の資質向上を図る。 (2) コンプライアンスの推進 役職員は、森林研究・整備機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。 このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。 また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進するとともに、不適正な経理処理事案の再発防止策の周知及び徹底、不正防止計画の着実な推進に努める。
主な評価指標	<評価の視点> ・各業務・事業の特性に応じた内部統制システムの充実・強化が図られているか。 ・法人におけるコンプライアンス徹底のための取組、研究上の不適正行為を防止するための取組が適切に行われているか。 (評価指標) ・内部統制システムの充実・強化の取組状況

	・法令遵守などのコンプライアンスの取組状況
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> (1) 内部統制システムの充実・強化 法人のガバナンス機能の強化を図るため、構成員等の明確化や審議事項に内部統制に関する事項等の内容を拡充し制定した理事会規程に基づき、理事会の適切な運営に努めた。またコンプライアンス、リスク管理に係る規程類に基づき、各センターの関係部局との連携強化に努めた。 監事及び会計監査人においては監事の業務監査の有効性を高めるため、監査計画の策定、期中監査の実施状況及び決算監査における取りまとめ報告について、各段階において意見交換を行うとともに、会計監査法人主催の独立行政法人役職員向けセミナー「新たな事業報告ガイドライン、独法会計基準改訂への対応と解説」に参加し、情報を収集するなど密接な連携強化を図った。 以下のセミナー等に監査従事職員を参加させ、資質の向上を図った。 ・会計検査院主催の「公会計監査機関意見交換会議」(9名) ・会計検査院主催の「第37回政府出資法人等内部監査業務講習会」(1名) ・総務省行政評価局主催の「平成30年度評価・監査中央セミナー」(7名) ・PwCあらた有限責任監査法人主催の「独立行政法人役職員向けセミナー」(4名) ・(財)経済調査会主催の「公共調達と会計検査・公共工事と会計検査講習会」(1名) (2) コンプライアンスの推進 研究開発業務・水源林造成業務等・森林保険業務の各部門が実施する事務及び事業の具体的内容が大きく異なることから、毎年度それぞれの部門毎に外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、その中で決定した取組計画に基づき一年間取り組み、その取組状況について点検・評価した上で、次年度の取組方針へ反映させた。 なお、国立研究開発法人協議会が提唱した12月第1週を「コンプライアンス推進週間」とする取組に機構全体として参加し、役員より全職員へメッセージによる意識強化の取組を行うほか、ポスターを掲示するなどの取組を行った。 [研究開発業務] 1) 役職員に対する教育・研修について ・コンプライアンスに関連する研修を外部講師や支所等で開催したものも含めて122回実施するとともに、研修後はeラーニングにより習熟度チェックを行った。 主な研修としては以下のとおり。 ・情報セキュリティ研修(2回:1507人)、研究不正防止に向けたeラーニング講習(528人)、コンプライアンス研修(885人) 2) 重点課題等への取組について ○コンプライアンス意識の取組 ・「コンプライアンス・ハンドブック」を冊子にして役職員に配布し、意識向上を図った。また、その改定版をWeb(森林総合研究所等のサイボウズ)に掲載し周知した。 ・コンプライアンス意識調査を実施、分析を行い、その内容について各組織に周知し普及啓発に努めた。 ○公益通報窓口の周知徹底 ・ポスターの掲示及び会議等において公益通報制度の普及啓発のため、周知活動を行った。 [水源林造成業務等] 1) 役職員に対する教育・研修について ・階層別研修等におけるコンプライアンスと倫理研修(120名)、eラーニングによるコンプライアンス研修(全役職員(非常勤職員含む))、情報セキュリティ研修(全役職員(非常勤職員含む))及び各地域で開催の著作権研修等(44名)を行った。 2) 重点課題等への取組について ○コンプライアンス意識の向上を図る取組 ・毎月発行しているニュースレターに掲載した最近のコンプライアンス違反事例の記事等を題材に、各職場内でディスカッションを行った。 ・各職場におけるコンプライアンスの取組目標・取組結果を四半期毎に取りまとめ幹部会に報告するとともに、各職場にもフィードバックし情報共有を図った。 ○風通しの良い職場環境づくりの取組 ・「コミュニケーションスキルの向上」、「モチベーションの向上」、「定時退所の促進」、「メンタルヘルスの向上」、「ハラスメント対策」など、より良い職場環境づくりに資する取組を継続して進めた。 ・「公益通報窓口・苦情相談窓口」の連絡先を記したビラを職場内に掲示し、周知を図った。 ○コンプライアンス推進月間(11月)の活動 ・11月をコンプライアンス推進月間として設定し、この期間に全役職員を対象とするeラーニングシステムを活用した幅広い分野にわたるコンプライアンス確認テストを実施(受講率100%)し、コンプライアンス及び倫理に対する認識を深め意識の向上を図った。

	○コンプライアンス自己診断(平成30年12月) ・全役職員を対象に法令遵守や倫理の保持等を定めた緑の行動規範(10原則)の自己評価を実施することにより、コンプライアンスの浸透・定着状況を確認した。このことにより、個々人の行動規範に対する意識の維持・向上を図った。 [森林保険業務] 1) 職員に対する教育・研修について ・全職員(非常勤職員含む)37名を対象とし、e-ラーニングによるコンプライアンス研修と情報セキュリティ研修(インシデント対応訓練を含む)を行った。 2) 重点課題等への取組について ○コンプライアンス意識の強化 ・e-ラーニングや講師によるコンプライアンス研修を実施するとともに、理解度テストにより自己診断を実施するなど、個々人のコンプライアンスに関する意識の向上を図った。 ・全職員を対象にコンプライアンス行動規範の自己診断を実施し、コンプライアンスがどの程度理解され、実践されているかについて個々人が点検を実施することで行動規範に対する意識の維持・向上を図った。 ・金融業務の特性等も含めた「コンプライアンス・ハンドブック」を活用し、全職員に対し高い倫理感や責任感及び意識を持って業務に取り組むよう周知を図った。 ○コンプライアンス違反を未然に防ぐ風通しの良い組織づくり ・業務遂行にあたってのリスクを取りまとめた「気づき事項(危険予知活動の実践表)」をもとに全職員が自己点検を実施し、危険を未然に防ぐ危機管理意識の向上を図った。 ・公益通報制度の活用を推進するため、「公益通報処理規程」の内容や通報・相談先の窓口について、会議等の場において説明するとともに、職場内にポスターやビラを掲示し、職員に対し周知を図った。 ・「コンプライアンス・ハンドブック」や「危険予知活動の実践表」などのコンプライアンスに関する題材をもとに、各課室において四半期毎に意見交換を実施し、情報の共有や良好な人間関係・職場環境づくりに努めた。		
自己評価	評価 B	<評定と根拠> 監事及び会計監査人においては、監査計画の策定・期中監査の実施状況及び決算監査における取りまとめ報告について各段階において意見交換を行い、監査法人主催の独立行政法人役職員向けセミナーを受けるなど情報収集を行ったほか、監査従事職員を会計検査院等主催の各種会議やセミナー等に参加させ資質の向上を図り、業務・事業の特性に応じた内部統制システムの充実・強化を図った。また、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、取組結果の検証・分析等を行った上で次年度の取組方針へ反映させるなど、コンプライアンス徹底のための取組や研究上の不適正行為を防止するための取組が適切に行われた。 以上のことから、「B」評定とした。	
主務大臣による評価	評価 B	<評定に至った理由> 自己評価「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-5	第4 その他業務運営に関する重要事項 5 人材の確保・育成		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-⑩、⑰ 行政事業レビューシート事業番号：0191、0212、0218

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
(参考指標) 年度当初の常勤職員数(研究開発)		709人	724人	734人	739人			各年度当初の4月1日現在の職員数
(参考指標) 年度当初の常勤職員数(水源林造成業務等)		356人	354人	350人	354人			〃
(参考指標) 年度当初の常勤職員数(森林保険)		19人	24人	26人	28人			〃
研修件数(研究開発)		54件	61件	74件	69件			
研修受講者数(研究開発)		1,025人	2,511人	4,426人	5,014人			
免許・資格取得者数(研究開発)		7人	22人	18人	20人			
免許・資格取得者数(水源林造成業務等)		15人	15人	19人	19人			
ラスバイレス指数		102.3 100.5	102.0 100.4	100.9 99.8	100.5 99.7			上段は一般職員 下段は研究職員

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	(1) 人材の確保・育成 研究開発業務の成果の創出のため、女性・外国人・若手・中堅研究者・シニア研究員等の多様な人材を確保し、高い研究マネジメント能力を有する職員を計画的に育成するとともに、その資質の向上を図る。また、個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、様々なキャリアパスに誘導するよう努める。さらに、研究者の流動化や人材交流により新たなイノベーション創出を図るため、クロスアポイントメント制度等を整備する。 水源林造成業務の確実な実施のため、必要な人材を確保する。また、水源林造成業務に係る職員を各種研修等に参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。 森林保険業務の適正な実施、専門性の向上等のため、林業経営や森林被害等に精通した職員を配置するほか、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。また、森林保険業務を適切に実施できるよう、職員を各種研修等に参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。 さらに、全体として、女性の幹部登用など男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組を強化する。 (2) 人事評価システムの適切な運用 職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。その際、研究職員の評価は、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策・措置の検討・判断への貢献、技術移転活動への貢献等を十分に勘案したものとす。また、一般職員等の評価は、国が実施する評価制度に準じたものとする。 人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。 (3) 役職員の給与水準等 役職員の給与については、職務の特性や国家公務員・民間企業の給与等を勘案した支給水準とする。 また、クロスアポイントメント制度や年俸制など研究業務の特性に応じたより柔軟な報酬・給与制度の導入に取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、給与水準を公表する。
中長期計画	○人事に関する計画 (1) 研究開発業務 研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。 管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。 (参考1) 期首の常勤職員数 779人 (2) 水源林造成業務

	水源林造成業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。 (参考2) 期首の常勤職員数 347 人 (3) 森林保険業務 森林保険業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。 (参考3) 期首の常勤職員数 36 人 (4) 特定中山間保全整備事業等 特定中山間保全整備事業等の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。 (参考4) 期首の常勤職員数 18 人 ○人材の確保・育成 (1) 人材の確保 研究開発業務の成果の創出のため、人材の確保に当たっては、常勤職員の採用に加え、テニユアトラック制や、任期付き研究員制度、再雇用等を活用し、女性・外国人・若手・中堅研究者・シニア研究員等、森林研究・整備機構が必要とする才能豊かで多様な人材の確保に努める。また、研究者の流動化や人材交流により新たなイノベーション創出を図るため、クロスアポイントメント制度等を整備する。 水源林造成業務の確実な実施のため、必要な人材を確保する。 森林保険業務の適正な実施、専門性の向上等のため、林業経営や森林被害等に精通した職員を配置するほか、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。 (2) 職員の資質向上 「農林水産研究における人材育成プログラム(平成27年農林水産技術会議改正)」等を踏まえ、森林研究・整備機構の人材育成プログラムを改正し、個人の資質や経歴、年齢に応じた研修等の実施により、研究遂行能力の向上とともに、研究マネジメント能力やコーディネート能力等、研究管理部門等が必要とする能力を開発し、個々の研究者の資質を活かす様々なキャリアパスへの誘導を計画的に進める。 さらに、一般職員についても、職員の資質の向上を図るため、業務に必要な各種資格を計画的に取得することに努めるとともに、水源林造成業務や森林保険業務における高度な専門知識が必要とされる業務を適切に実施するため、各種研修に職員を参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。 このほか、男女共同参画の推進及び女性研究者の活躍促進に向けた両立支援の充実のため、男女共同参画の推進に努める。 (3) 人事評価システムの適切な運用 職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。 研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の「橋渡し」活動並びに研究管理業務等への貢献を十分に勘案して行う。また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。 人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。 (4) 役職員の給与水準等 役職員の給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支給水準とする。 また、研究開発業務については、手当を含め給与の在り方を検証し、クロスアポイントメント制度の整備とともに、年俸制について検討を行う。 さらに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、役職員の給与水準を公表する。
年度計画	○人事に関する計画 (1) 研究開発業務 研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。 (2) 水源林造成業務 水源林造成業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。 (3) 森林保険業務 森林保険業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。 (4) 特定中山間保全整備事業等 特定中山間保全整備事業等の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。 ○人材の確保・育成 (1) 人材の確保 研究開発業務の成果の創出のため、人材の確保に当たっては、常勤職員の採用に加え、テニユアトラック制や、任期付き研究員制度、再雇用等を活用し、女性・外国人・若手・中堅研究者・シニア研究員等、森林研究・整備機構が必要とする才能豊かで多様な人材の確保に努める。また、クロスアポイントメント制度を活用した研究者の人事交流を進める。

	水源林造成業務の確実な実施のため、必要な人材を確保する。 森林保険業務の適正な実施、専門性の向上のため、林業経営や森林被害等に精通した職員を配置するほか、新規採用や、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統等からの出向等により必要な人材を確保する。 (2) 職員の資質向上 平成28年度に改正した森林研究・整備機構の人材育成プログラムに基づき、個人の資質や経歴、年齢に応じた研修等を実施し、研究遂行能力の向上とともに、研究マネジメント能力やコーディネート能力等、研究管理部門等が必要とする能力を開発し、個々の研究者の資質を活かす様々なキャリアパスへの誘導を計画的に進める。 さらに、一般職員についても、職員の資質の向上を図るため、業務に必要な各種資格を計画的に取得させることに努めるとともに、水源林造成業務や森林保険業務における高度な専門知識が必要とされる業務を適切に実施するため、各種研修に職員を参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。 このほか、男女共同参画の推進及び女性研究者の活躍促進に向けた支援の充実のため、男女共同参画の推進に努める。 (3) 人事評価システムの適切な運用 職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。 研究職員の業績評価については、研究業績や学会活動をはじめ、行政、民間・企業等への技術移転及び森林総合研究所の業務推進等への貢献を十分勘案して行う。また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。 人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。 (4) 役職員の給与水準等 役職員の給与については、国家公務員の水準となるように取り組むとともに、その水準を公表する。 また、研究開発業務については、手当を含め給与の在り方を検証し、クロスアポイントメント制度導入後の実態を踏まえた検証や業務の特性に応じた報酬・給与制度について検討を行う。
主な評価指標	<評価の視点> (1) 人材の確保・育成 ・各業務において、必要とする人材を確保しているか。 ・各種研修等を計画的に実施し、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成しているか。 ・男女共同参画の取組、ワークライフバランス推進の取組等を行っているか。 (2) 人事評価システムの適切な運用 ・職員の業績及び能力評価を適切に行っているか。研究職員については、研究業績のみならず、研究開発成果の行政施策や技術移転活動等への貢献に応じた評価を行っているか。また、人事評価結果を適切に処遇へ反映しているか。 (3) 役職員の給与水準等 ・研究開発業務におけるクロスアポイントメント制度などの柔軟な報酬・給与体系の導入に向けた取組は適切に行われているか。給与水準は適切に維持され、説明責任が果たされているか。 (評価指標) (1) 人材の確保・育成 ・研究開発業務における多様な人材の確保、育成するための取組状況、クロスアポイントメント制度などの活用による人材交流の状況 ・水源林造成業務の適正な実施に必要な職員数を確保しているか。 ・森林保険業務において、林野庁、損害保険会社、森林組合系統からの出向等により、森林保険業務の適正な実施に必要な職員を確保しているか。 ・職員の研修等を計画的に行っているか。 ・男女共同参画の取組状況 ・各種研修の実施状況 (2) 人事評価システムの適切な運用 ・人事評価の実施状況 ・人事評価結果の処遇への反映状況 (3) 役職員の給与水準等 ・研究開発業務におけるクロスアポイントメント制度などの柔軟な報酬・給与体系の取組状況 ・ラスパイレス指数
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> ○人事に関する計画 [研究開発業務] 研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行った。 管理部門の効率的な推進のため適切な要員配置を行った。

	[水源林造成業務] 業務の内容・規模を踏まえ効率的な業務実施体制となるように、適切な配置等を行った。 [森林保険業務] 森林保険業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行った。 [特定中山間保全整備事業等] 業務の内容・規模を踏まえ効率的な業務実施体制となるように、適切な配置等を行った。 ○人材の確保・育成 (1) 人材の確保 [研究開発業務] 研究開発業務の人材を育成するため、今年度新たに筑波大学とクロスアポイントメント協定を締結し、昨年度に締結した東京大学と合わせ2名の在籍派遣を行った。研究職員の採用については、森林総合研究所のホームページへの掲載と関連する大学及び都道府県研究機関並びに科学技術振興機構研究者人材データベースへ募集案内の公告掲示を依頼するなど広く公募をかけ、優れた人材の確保を図った。 さらに、近年研究分野によっては博士号取得者が少ない状況にある中、人材の確保が急務となっていたことから、そのような研究分野に対しては博士号未取得者をテニュア型任期付職員として募集することで人材の確保に努めた。また、パーマネント採用に至らないが一定以上の業績等を有すると認められる者にテニュア型任期付の採用を提示する「テニュア型任期付併設型」の募集を行った。さらに、パンフレットを作成・配布し、ダイバーシティ推進の取組を紹介するとともに、くるみんマーク取得を採用情報でアピールする等、多様な働き方に理解のある職場であることを示した。理工系を志す女子学生数を増やすために茨城県や筑波大学が主催する催し物に協力した。これらにより、女性研究者6名(うちテニュア型任期付3名)、男性研究者16名(うちテニュア型任期付6名)を採用し、研究職員の女性比率は16.5%(平成29年度15.6%)となった。 [水源林造成業務] 森林整備センターにおいては、水源林造成業務の確実な実施に必要な職員を確保するため、森林整備センターのホームページ及び就職情報サイトへ募集案内の掲示を行い、新たに職員19名(女性7名、男性12名)を採用した。 [森林保険業務] 森林保険センターにおいては、森林保険業務の確実な実施、専門性の向上のため、林業経営や森林被害等に精通した職員を配置し、加えて林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保した。また、新たに職員1名(女性1名)を採用した。 (2) 職員の資質向上 [研究開発業務] 研究開発業務においては、研究業務及び研究支援業務の遂行のために、新たに必要となる免許及び資格を確実に取得させるとともに、各種の講習会等に参加させることによって、職員の資質の向上を図った。 ○平成30年度における免許取得者数 危険物取扱者(甲種)(1名)、危険物取扱者(乙種)(7名)、わな猟(1名)、特別管理産業廃棄物管理責任者(8名)、測量士補(1名)、大型特殊免許(1名)、牽引免許(1名) ○平成30年度における技能講習会等参加者数 フォークリフト運転技能講習(4名)、車両系建設機械(解体用)運転技能講習(1名)、玉掛業務技能講習(1名)、木材加工用機械作業主任者技能講習(1名)、ロープ高所作業特別教育(1名)、伐木等業務従事者特別教育(23名)、高所作業車特別教育(10m未満)(6名)、小型車両系建設機械特別教育(3t未満)(5名)、刈払機作業安全衛生教育(26名)、丸のこ等取扱作業従事者安全教育(5名)、安全運転管理者講習(3名)、甲種防火管理者講習(1名)、自衛消防業務新規講習(1名)、エネルギー管理員講習(2名)、防災センター要因講習(1名)、衛生管理者能力向上教育(1名)、危険物取扱者保安講習(5名) 合計87名 農林水産省、林野庁、人事院等が主催する各種研修や農林水産技術会議が主催する技術講習会やセミナーなどに一般職員及び研究職員を積極的に参加させた。また、所内においても所内短期技術研修等を実施した。所内の研修や講演時にはテレビ会議システムを活用し、支所等の職員も参加できる方法をとった。語学研修については、研究所、支所等で合計24名(研究所8名、北海道支所1名、関西支所2名、四国支所3名、九州支所3名、多摩森林科学園1名、林木育種センター6名)が受講した。国際的な成果の発信や国際会議における発言力向上のため、国際学会等における英語プレゼンテーション能力向上研修を行い、11名が受講した。研究プロジェクト企画・立案研修を行い18名が受講した。 年度当初に運営費交付金による競争的資金(交付金プロジェクト2)の募集において新規採用者も含む若手からの課題提案の採択枠を増やし、採択12課題のうち6課題は若手研究者からの提案を採択した。これにより、若手研究者の育成を図った。 海外留学・長期派遣については、科研費の国際共同研究加速基金(国際共同研究強化)により、1名の研究員をアメリカ合衆国へ派遣した。 学位の取得や資質の向上に向けて研究職員のモチベーションを高めるため、学位取得者を全所に通知するとともに、学会賞等の受賞者をホームページで公表した。今年度の博士の学位取得者は、博士(農学)6名、博士(生物資源科学)1名、博士(学術)1名、総取得者は410名(平成29年度:391名)となった。これは研究職員の85.6%(同:83.5%)に該当する。
--	---

	ダイバーシティを少しでも役職員にとって身近な問題として考える機会とするため、エンカレッジ推進セミナー及びダイバーシティ研修を開催した。また、専門家との対話を通して仕事上での問題点を明らかにし、解決を図るためのキャリアカウンセリングを実施したほか、男女共同参画週間などの機会を利用して、ダイバーシティ推進の情報提供と意識啓発に努めるとともに、外部の機関との連携を進め、先進の事例についての情報収集を行った。 [水源林造成業務等] 水源林造成業務等においては、業務の円滑な遂行に資するために「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター国家資格等の取得に関する取扱要領」に基づき、業務遂行に必要な免許及び資格取得の促進に努めるとともに、「森林整備センターにおける人材育成の基本方針」(平成27年5月制定)に基づき、官庁等が主催する外部講習会等に職員を参加させ資質の向上を図った。 ○平成30年度における免許取得者数 森林総合監理士(4名)、技術士(1名)、林業技士(7名)、わな猟(1名)、第一種衛生管理者(1名)、マイナンバー実務検定2級(2名)、メンタルヘルス・マネジメント検定Ⅱ種(1名)、ITパスポート(1名)、環境社会検定(1名) ○平成30年度における主な外部講習会等参加者数 公文書管理研修Ⅰ(2名)、公文書管理研修Ⅱ(2名)、職場のメンタルヘルス基礎研修会(1名)、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会(1名)、働き方改革関連法セミナー(1名)、過重労働解消のためのセミナー(17名)、行政管理・評価セミナー(1名)、給与実務研修会(9名)、育児休業制度等研修会(2名)、森林保護管理(病虫害)(1名)、森林保護管理(獣害)(3名)、林業専用道技術者(3名)、森林整備事業(1名)、無人航空機活用技術(1名)、森林計画(基礎)(1名)、森林計画(森林立地・施業技術)(1名)、保安林及び林地開発許可(7名)、木材産業・木材利用(基礎知識)(2名)、木材産業・木材利用(実践)(1名)、木質バイオマス利用(1名)、木材輸出戦略(1名)、法律公開講座(6名)、神奈川県内訟務担当者研究会(4名)、公会計監査機関意見交換会議(5名)、路網整備推進技術者育成研修(1名)、ドローン活用技術研修(1名)、評価・監査中央セミナー(7名)、公共調達と会計検査(2名)、公共工事と会計検査(2名)、公共工事における設計変更と会計検査(3名)、JRRC著作権セミナー(1名)、JRRC著作権初級講座(2名)、JRRC著作権中級講座(1名)、著作権セミナー(4名)、産業保健セミナー(1名)、決算・内部統制セミナー(2名)、会計事務職員契約管理研修(1名)、政府関係法人会計事務職員研修(1名)、グリーン購入法等説明会(2名)、独立行政法人シンポジウム(2名)、独立行政法人役職員向けセミナー(1名)、予算書作成支援システム研修(3名)、消費税中央セミナー(3名)、農業農村整備サマースeminar(1名)、実用新技術研修会(1名)、建設業と農林水産業連携シンポジウム(2名) 合計118名 [森林保険業務] 森林保険業務においては、職員の資質向上を図り業務の円滑な遂行に資するため、「国立研究開発法人森林研究・整備機構森林保険センター職員研修要領」に基づき職員の研修計画を作成し、外部有識者等を講師とした研修を実施したほか、官公庁等が主催する外部講習会等に職員を参加させ、保険業務に係る専門知識の習得等を図った。 ○平成30年度における外部講習会等参加者数 公文書管理研修Ⅰ(2名)、公文書管理研修Ⅱ(2名)、公会計監査研修(2名)、防火・防災管理者講習(2名)、予算編成支援システム研修(1名)、評価・監査中央セミナー(1名)、情報公開等に関する研修会(2名)、SMBC日興証券資金運用担当者セミナー(1名)、新任担当者向けグリーン購入法研修会(1名)、情報セキュリティインシデント対応演習(2名)、NISC勉強会(1名)、政府出資法人等内部監査業務講習会(1名)、CSIRT研修(1名)、指定公共機関国民保護担当者研修会(1名)、政策評価に関する統一研修(中央研修)(1名)グリーン購入法及基本方針説明会(1名) 合計22名 (3) 人事評価システムの適切な運用 一般職員及び技術専門職員の人事評価については、前期に引き続き国と同様の人事評価を実施した。評価結果については、昇任、昇格、昇給、勤勉手当の成績率判定に活用した。 [研究開発業務] 研究開発業務においては、4月と8月に評価者訓練を実施し、評価者及び調整者で同じ評価となるよう事例を用いて評価の視点等の確認をした。また、研究職員の業績評価については、研究業績や学会活動を始め、行政施策への反映、民間・企業等への技術移転及び研究所の業務推進等への貢献を十分に勘案して行った。 [水源林造成業務等] 水源林造成業務等においては、7月に評価者訓練(対象者数7名(新任管理者)全員参加)を行った。 [森林保険業務] 森林保険業務においては、7月に新任管理職4名を対象として評価者研修を実施した。 (4) 役職員の給与水準等 研究開発業務においてクロスアポイントメント制度に基づく人事交流を実施し、勤務割合に応じた給与支払いを行う等、柔軟な報酬・給与体系の導入を進めた。 また、法人の給与体系については、国家公務員における「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して職員給与規程を規定しており、手当を含め役職員給与の在り方について検証した上で給与水準の見直しを行い、国家公務員と同等の水準となるようにしているところである。この結果、平成30年度のラスパイレス指数については、事務・技術職員は、100.5、研究職員は、99.7となった。 検証結果や取組状況については、毎年6月末に「国立研究開発法人森林研究・整備機構の役職員の報酬・給与等について」によりホームページ上で公表している。 (事務・技術職員) 対国家公務員(行政職) 100.5 (研究職員) 対国家公務員(研究職) 99.7
--	---

	自己評価	評価	B	
		<評価と根拠> 研究開発業務では博士号未取得者のテニユア型任期付職員としての募集、クロスアポイントメント協定に基づく筑波大学及び東京大学との人事交流、水源林造成業務では適正な実施のための職員採用、森林保険業務では林野庁・損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により人材の確保に努めた。また、各業務において、免許及び資格を有する者の維持・拡充を図り、職員の資質向上に努めた。男女共同参画推進とワークライフバランス実現のため、エンカレッジ推進セミナーの開催、男女共同参画意識調査結果の配布により、男女共同参画意識の啓発に努めた。以上のように、必要とする人材を適宜確保し、研修を計画的に実施することで高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成し、男女共同参画やワークライフバランス推進の取組等を行っている。 一般職員及び技術専門職員の人事評価については、国と同様の人事評価を実施し、実施にあたっては、評価者訓練を実施し評価者及び調整者で同じ評価となるよう事例を用いて評価の視点等の確認をした。また、研究職員の業績評価については、研究成果の行政施策や技術移転等への貢献を十分に勘案して行った。評価結果については、昇任、昇格、昇給、勤勉手当の成績率判定に活用するなど、職員の業績及び能力評価を適切に行い、人事評価結果を適切に処遇へ反映している。 役職員の給与水準については、研究開発業務において、クロスアポイントメント制度に基づく人事交流により柔軟な報酬・給与体系の導入を進めた。給与のラスパイレース指数は事務・技術職員：100.5、研究職員：99.7 となっており、国家公務員に準拠した給与規定に基づき支給していることから、給与水準は適切に維持されている。 以上のように、平成 30 年度の計画を確実に達成したことから、「B」評価とした。		
	主務大臣による評価	評価	B	
		<評価に至った理由> 自己評価「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-6	第4 その他業務運営に関する重要事項 6 情報公開の推進		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-⑩、⑰ 行政事業レビューシート事業番号：0191、0212、0218

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標	公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、適切に情報公開を行う。 なお、森林保険業務に関する情報公開に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。		
中長期計画	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、適切に情報公開を行う。 なお、森林保険業務に関する情報公開の実施に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。		
年度計画	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、適切に情報公開を行う。 なお、森林保険業務に関する情報公開の実施に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。		
主な評価指標	＜評価の視点＞ ・法人運営についての情報公開の充実に向けた取組や情報公開を適切に行っているか。 ・森林保険業務に関する情報公開において、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準を参考にしているか。 （評価指標） ・情報公開対応状況 ・民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準と照らし合わせて、公表事項に過不足がない情報公開となっているか。		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	＜主要な業務実績＞ 情報公開業務を適正かつ迅速に行うため、法人文書ファイル管理簿をホームページへ掲載した。また、情報公開・個人情報保護制度の運用に関する研修会に 5 名、独立行政法人国立公文書館が主催する公文書管理に関する研修会に 23 名を参加させ、開示請求者への適切な対応と迅速な開示決定を行える体制を整えた。その他関係諸会議に担当者を出席させた。 平成 30 年度は、情報公開制度による開示請求はなかった。 また、独立行政法人通則法等に基づき、森林保険運営に係る情報を幅広くホームページで公表した。また、法律等に基づくもの以外についても経営の透明性を確保するためソルベンシー・マージン比率や森林保険審査第三者委員会の概要についてホームページで公表した。		
自己評価	評価	B	
	＜評価と根拠＞ 公正な法人運営の実現に向け、法人文書情報の公開を進めるとともに、各種研修会への参加を通じて情報公開に係る人材育成を推進した。また、ソルベンシー・マージン比率を公表するなど民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定のディスクロージャー基準と照らし合わせ、公表事項を過不足なく情報公開した。以上のことから、「B」評価とした。		
主務大臣による評価	評価	B	
	＜評価に至った理由＞ 自己評価「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-7	第4 その他業務運営に関する重要事項 7 情報セキュリティ対策の強化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-⑩、⑰ 行政事業レビューシート事業番号：0191、0212、0218

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報
情報セキュリティ取組状況			情報セキュリティポリシー見直し、自己点検・インシデント対応訓練実施	自己点検・インシデント対応訓練実施	自己点検・インシデント対応訓練実施			
情報セキュリティ教育研修の開催(研究開発)			2回	2回	2回			
情報セキュリティ教育研修の開催(森林整備)			1回	1回	1回			
情報セキュリティ教育研修の開催(森林保険)			1回	1回	1回			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図るとともに、個人情報の保護を推進する。
中長期計画	政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善に努める。 また、特定個人情報を含む個人情報についての管理・保護の徹底に努める。
年度計画	情報セキュリティ・ポリシーに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を把握し、PDCA サイクルを踏まえ、情報セキュリティ対策の改善に努める。 また、特定個人情報を含む個人情報についての管理・保護の徹底に努める。
主な評価指標	<評価の視点> ・政府機関の情報セキュリティ対策のための統一的な基準群を踏まえた情報セキュリティは適切に確保されているか。 ・情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保しているか。 ・個人情報の保護を適切に行っているか。 (評価指標) ・情報セキュリティ取組状況 ・不正アクセスへの対応状況 ・職員研修の実施状況
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 研究開発業務においては、役職員及び特別研究員、研修生等を対象として、「個人情報保護に関する研修会」を3月12日に開催し、個人情報保護への理解・意識向上に努めた。更にe-ラーニングシステムを活用し、理解度の把握、知識習得の徹底に務めた。マイナンバーの取扱いに関する自己点検を3月に実施し、特定個人情報を取り扱う事務取扱担当者の意識向上に努めた。 水源林造成業務等及び森林保険業務においては、情報システムへの不正アクセスに対する堅牢性を確保するため、複数のセキュリティ設備を設置している外部データセ

	ンターへ情報システムを移設した。 サイバー攻撃に対する防御力等の強化のため、全役職員を対象とした情報セキュリティに係る教育研修(※1)、対策の自己点検、及びインシデント対応訓練(※2)を実施した。 ※1 情報セキュリティ教育研修(対象者数は延べ人数で、休職者・長期病気休職者を除く) ・研究開発業務:1052名を対象として6月・12月に実施 ・水源林造成業務等:451名を対象として9月に実施 ・森林保険業務:37名を対象として6月に実施 ※2 情報セキュリティインシデント対応訓練 ・研究開発業務:研究所、支所、科学園、林木育種センター、育種場、森林バイオ研究センターで12月～3月に実施 ・水源林造成業務等:1月・3月に実施 ・森林保険業務:12月に実施 また、受講漏れの防止や役職員における理解度の把握、知識習得の徹底等のためにe-ラーニングシステムを活用した。 情報セキュリティの確保や不正アクセスへの対応の取組としては、不正なソフトウェアの存在やソフトウェアのライセンスなどのセキュリティ情報を確認するソフトウェアを運用し、さらに、セキュリティを強化した。 内閣サイバーセキュリティセンター等が開催した勉強会や演習に情報担当職員を参加させ、対応力の強化を図った。 情報セキュリティ監査実施計画に基づき、機構内監査実施者による監査を実施した。 なお、水源林造成業務等において平成30年10月に職員1名のメールアドレスが外部から不正使用され、多数の迷惑メールが送信される事案が発生したため、この事案の調査結果を踏まえたセキュリティ対策の強化として、内閣サイバーセキュリティセンター推奨の10桁以上のパスワードへの変更による認証対策の強化、外部からのメール送受信等不正使用への防御、及び次世代ファイアウォールの導入により不正通信の遮断、不正侵入の防御等、更なる脅威からの多層的防御措置等を行うとともに、機構全体においてインシデント対応の改善として連絡網や報告様式の整備等を行い、再発防止策等を講じた。		
自己評価	評価	B	<評定と根拠> 全役職員を対象とした情報セキュリティに係る教育研修、対策の自己点検及びインシデント対応訓練を実施し、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一的な基準群を踏まえた情報セキュリティを適切に確保することに努めた。また、情報セキュリティ教育研修の受講漏れの防止や役職員における理解度の把握と知識習得の徹底のために、e-ラーニングシステムを活用するとともに、内閣サイバーセキュリティセンター等が開催した勉強会や演習に担当者を参加させ、情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保することに努めた。個人情報保護への理解・意識向上および特定個人情報を取り扱う事務取扱担当者の意識向上に努め、個人情報の保護を適切に行った。 水源林造成業務等において平成30年10月に職員1名のメールアドレスが外部から不正使用され、多数の迷惑メールが送信された事案については、個人情報等の漏洩は確認されていないところであるが、同様の事案の発生を防止するために、原因を調査してその結果を報告書に整理した。今回の事案は、外部からブルートフォース攻撃(利用可能な文字列の組み合わせを総当たりで試すことによりパスワードの解読を行う攻撃)でのパスワード推測による不正ログインが行われたものと考えられたため、再発防止策として、内閣サイバーセキュリティセンター推奨の10桁以上のパスワードへの変更による認証対策の強化、外部からのメール送受信等不正使用への防御及び次世代ファイアウォールの導入により不正通信の遮断、不正侵入の防御等、更なる脅威からの多層的防御措置等を講じることによるセキュリティ対策の強化を行ったとともに、機構全体において連絡網や報告様式の整備等のインシデント対応の改善等を行った。なお、今回の事案発生時には、これまで実施してきたインシデント対応訓練を活かし、インターネット回線を切断して外部とのアクセスを遮断する初動対応を遅滞なく行っており、訓練の効果が発現された。 なお、前述したとおり、水源林造成業務等及び森林保険業務においては、複数のセキュリティ設備を設置している外部データセンターへ情報システムを移設したことから、情報システムへの不正アクセスに対するより一層の堅牢性を確保した。 以上のように、より高度な情報の保護のための対策を実施し、情報の適正な取扱いの確保に努め、平成30年度の目標を達成したことから「B」評定とした。
主務大臣による評価	評価	B	<評定に至った理由> 自己評価「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-8	第4 その他業務運営に関する重要事項 8 環境対策・安全管理の推進		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-⑩、⑰ 行政事業レビューシート事業番号：0191、0212、0218

2. 主要な経年データ								
指標等	達成目標	基準値 (政府の方針に従い、25年度 数値を基準値とする。)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当年度までの累積値 等、必要な情報
CO2 排出量	平成 25 年度比で 11% 削減 11,548t-CO2 調整 11,245t-CO2	11,548t-CO2 調整 11,245t-CO2	10,860t-CO2 調整 10,727t-CO2	10,502t-CO2 調整 10,594t-CO2	10,059t-CO2 調整 10,257t-CO2			
総エネルギー使用量	平成 25 年度比で 7% 削減 229,900GJ	229,900GJ	208,500GJ	208,100GJ	203,100GJ			
上水使用量	平成 25 年度比で 7% 削減 128,183 m ³	128,183 m ³	74,239 m ³	72,759 m ³	71,776 m ³			
労働災害発生件数	—	—	17 件	16 件	23 件			

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	化学物質、生物材料等の適正管理などにより研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うことともに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、事故等の未然防止に努めるとともに、災害等による緊急時の対応を的確に行う。 水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生の確保に努める。
中長期計画	化学物質、生物材料等の適正管理などにより研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うことともに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、労働災害や事故の未然防止に努めるとともに、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に行う。 水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。
年度計画	「国立研究開発法人森林研究・整備機構環境配慮基本方針」及び「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等に基づき、環境対策、省エネ対策及び安全管理を推進する。 さらに、化学物質等の適切な管理を図るため、関係規程類の整備と手引書の見直し等を進めるとともに、化学物質管理システムによる化学物質の一元的な管理を推進する。これら取組については、環境配慮等に関する国民の理解を深めるために、研究及び事業活動に係る環境報告書を作成・公表する。 労働災害等の未然防止の観点から、安全衛生管理の年度計画を策定し、研修等を実施するとともに、安全衛生委員会等による職場点検に取り組むほか、労働災害等の発生時における対応等を周知徹底する。 水源林造成業務については、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。
主な評価指標	<評価の視点> ・研究開発業務において、化学物質、生物材料等を適正に管理するシステムが構築されているか。化学物質等の管理に関する問題が生じていないか。 ・資源・エネルギー利用の節約、リサイクルの徹底など環境負荷軽減のための取組等の内容を明確にし実施しているか。 ・職場安全対策及び安全衛生に関する管理体制が適切に構築・運用されているか。災害等における緊急時の対策が整備されているか。 ・水源林造成業務においては、事業者等の労働安全衛生の確保に努めているか。 (評価指標) ・環境負荷低減のための取組状況 ・事故、災害を未然防止する安全確保体制の整備状況、安全対策の状況 ・事業者等への労働安全衛生に関する指導の取組状況
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> ①環境対策については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号）」及び「森林研究・整備機構中長期環境目標と実施計画」に基づ

	き、省エネルギーの推進に努めた。また、省エネルギー・省資源・廃棄物対策により、総エネルギー使用量、上水使用量を削減するなどの環境配慮の年度目標(数値目標)を設定し、職員啓発のためにイントラネットや諸会議等で定期的に省エネルギー・省資源に関する情報提供及び協力依頼を行った。さらに、平成 29 年度の環境対策について、「環境報告書 2018」を取りまとめて公表した。 ②研究開発業務における施設関係については、経年劣化した北海道支所の暖房機器を省エネ型の暖房機器に一部を更新した。また、効果的な箇所を LED 化するなど省エネに努めた。物品調達にあたっては、環境物品の積極的な調達を平成 13 年度から継続して行った。 ③研究開発業務における化学物質の管理については、化学物質管理システムに高圧ガス管理機能を追加し、高圧ガスボンベの登録を行い、高圧ガスの適切な管理を図った。また、毒劇薬の取扱いに係る記載の充実など化学物質管理に関係する規程等の改正を行った。さらに、化学物質の取扱いの手引きの改訂を行った。これらのことについては、教育訓練などによって役職員に周知し、化学物質の適切な管理を推進した。 生物材料等の管理については、外部委員を含む遺伝組換え実験安全委員会、動物実験委員会において、実験計画の適否に係る審議を経たものでなければ承認されないという原則を堅持し、実験に携わる職員全員に教育訓練を受講させるなど適正な管理に努めた。 ④安全衛生の確保について、研究開発業務においては、平成 30 年度安全衛生管理計画を策定し、産業医(非常勤)及び衛生管理者等による安全衛生委員会を毎月開催するとともに、職員等の安全及び衛生に関する事項について検討し対応策を講じるなど、計画に基づき実行した。また、過去の労働災害の事例の発生原因や予防策等を明確にして労働災害の防止を図るため、「森林総合研究所労働災害データベース」及び「危険要因事例集」を更新しつつ、所内向けの労働安全衛生ホームページに常時掲載した。労働災害発生時には、職員災害発生速報により全職員に注意喚起を行うとともに、季節により発生の危険性が高い災害や病気に関する情報についてもイントラネットを使用し情報提供した。 水源林造成業務等においては、平成 30 年度に策定した「安全衛生管理実施計画」に基づき、産業医及び衛生管理者等による安全衛生委員会を毎月開催するとともに、年 2 回(5 月、10 月)各整備局を加えたウェブミーティングによる拡大安全衛生委員会を開催し、労働安全に係る情報の共有を図った。さらに、総務課長会議(1 月)において、労働災害未然防止の強化を図るための意見交換等を行った。また、現場業務においては、職員の労働災害の未然防止に向けて、「現場出張時の労働安全対策の手引き」に基づき、安全管理・指導の徹底に努めた。蜂災害対策として、新規採用者等に蜂アレルギー検査の実施を徹底するとともに、毒吸引器等の応急器具、防蜂網、及びマダニ対策として忌避剤等を現場事務所に配布した。さらに、労働安全衛生に関する各種規程、災害防止や被災後の対応等に有用な資料等を 1 冊に編さんし各事務所に備え付けている「労働安全対策の実務必携」について、連絡網等の資料の更新を促し、職員の安全への意識を高めた。 森林保険業務においては、平成 30 年度森林保険センター安全衛生管理計画に基づき計画的な取組を実施したほか、「森林保険センター現場業務等の出張時の安全対策要領」に基づき、救急器具等の携行や連絡体制の確認などの安全管理の徹底に努めた。また、現場業務等の出張に関しては、森林保険センター自動車等管理運行規程及び取扱細則に基づき、適正に自動車等の運用管理を行うよう確実に周知するとともに、交通安全講話を実施し(3 月 14 日、12 名参加)、職員の安全意識の向上等に努めた。 健康の確保について、研究開発業務においては、メンタルヘルス対策としてカウンセリングルームを毎月 1 回開設するとともに、職員の健康管理の徹底及び健康診断結果に対する適切な対処に資するため、産業医(非常勤)による健康相談を随時開催した。また、職員の心の健康づくり及び活気ある職場づくりに取り組むため、「心の健康づくり計画」に基づき、管理監督者に対するメンタルヘルス教育(76 名参加)を実施し、参加者に対しては、今後の対策に役立てるためのアンケート調査を行った。7 月の労働衛生週間には、これからの超高齢化時代を見据え生活習慣病予防や介護予防に向けた健康づくりについて、全職員向けの講演会(159 名参加)を開催した。義務化となったストレスチェックについても、昨年同様 10 月に実施し(回答率 90.7%)メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。 水源林造成業務等においては、7 月に開催した新任管理職研修において、メンタルヘルスに関する講義を行うとともに、会議等を通じてメンタルヘルス対策を各職場で適切に取り組むよう周知した。義務化されたストレスチェックについては、10 月に実施し(回答率 97.8%)メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。 森林保険業務では、ストレスチェックを 11 月に実施し(回答率 100%)メンタルヘルス不調の未然防止に努めた。また、水源林造成業務等と森林保険業務合同でメンタルヘルス研修を実施した(3 月 11 日、46 名参加)。 このほか、「全国安全週間」(7 月 1 日～7 日)及び「全国労働衛生週間」(10 月 1 日～7 日)の期間中、職場内へのポスター掲示及びイントラネットへの記事掲載により労働衛生の徹底を図った。 ⑤水源林造成業務等における事業者等の労働安全衛生の確保にあたり、各整備局及び各水源林整備事務所は、開催する会議等において労働安全衛生に関する指導を引き続き行うとともに、労働基準監督署や森林管理署との合同によるものを含め安全パトロールを実施した。また、労働安全衛生指導の強化を図るため、造林者等に基本事項遵守の周知徹底について指導を行うとともに、全ての事業において造林者が行う労働安全衛生管理体制等を確認・指導した。		
自己評価	<table border="1"> <tr> <td>評定</td><td>B</td></tr> </table> <評定と根拠> 化学物質の適正な管理を推進するため、化学物質管理システムの管理運営、関係規程や手引きの改正等や教育訓練を行った。 省エネルギー・省資源・廃棄物対策により、総エネルギー使用量、上水使用量を削減するなどの環境配慮の年度目標(数値目標)を設定し、職員啓発と具体的な削減に努めた結果、CO2 排出量は 25 年度比で 7.7%の削減目標に対して実排出量は 12.9%の削減、調整後排出量は 8.8%の削減となり、総エネルギー使用量は 25 年度比で 5%の削減目標に対して 11.7%の削減となり、上水使用量は 25 年度比で 5%の削減目標に対して 44.0%の削減であった。また、平成 13 年度から継続して行っている環境物品の積極的な調達により環境負荷軽減のための取組を実施した。 平成 30 年度に策定した安全衛生管理実施計画に基づき、安全衛生委員会を毎月開催し、職員等の安全及び衛生に関する事項について検討するとともに、対応策を講じるなど、職場安全対策及び安全衛生に関する管理体制を適切に構築・運用した。 水源林造成業務等における事業者等の労働安全衛生の確保にあたっては、事業者等への技術指導の一環として労働安全衛生に関する指導を実施した。	評定	B
評定	B		

		以上のように、平成 30 年度の計画を確実に実施したことから、「B」評価とした。	
主務大臣による評価	評価	B	
	<評価に至った理由> 自己評価「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		

1. 当事務及び事業に関する基本情報												
第4-9	第4 その他業務運営に関する重要事項 9 施設及び設備に関する事項											
当該項目の重要度、難易度					関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省元-⑩、⑰ 行政事業レビューシート事業番号：0191、0212、0218						
2. 主要な経年データ												
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	(参考情報) 当年度までの累積値等、必要な情報				
整備件数・金額		3件 197,340千円	3件 1,265,254千円	2件 219,240千円	4件 218,981千円							
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
中長期目標	省エネルギーの推進や維持・管理経費の節減、安全確保等のための老朽化施設の更新を図る等の観点から、業務の実施に必要な施設及び設備について、計画的な整備に努める。											
中長期計画	低炭素・脱炭素社会を目指していく世界経済の方向性の中、日本の約束草案(平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定)も踏まえ、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネ化(改修)や高効率照明の導入、維持・管理経費の節減、安全確保のための老朽化施設の更新等の観点から、業務の実施に必要な施設及び設備について、計画的な整備に努める。 千代田苗畑については、苗畑管理に必要な道路及び事業用地を確保するため、国有地を取得する。また、四国支所については、樹木園の管理に必要な用地及び通行路を確保するため、小規模介在地の取得を検討する。 (単位：百万円)<table><tr><td>施設・設備の内容</td><td>予定額</td></tr><tr><td>研究開発用施設の整備・改修等</td><td>1,076±ε</td></tr></table>(注)「ε」は、各事業年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費。								施設・設備の内容	予定額	研究開発用施設の整備・改修等	1,076±ε
施設・設備の内容	予定額											
研究開発用施設の整備・改修等	1,076±ε											
年度計画	省エネルギーの推進や維持・管理経費の節減、安全確保等のための老朽化施設の更新を図る観点から、業務の実施に必要な施設及び設備について、計画的な整備に努める。 四国支所の小規模介在地については、取得のための条件整備を進める。 施設及び設備に関する計画 (単位：百万円)<table><tr><td>施設・設備の内容</td><td>予定額</td></tr><tr><td>北海道支所直流電源装置改修 北海道支所暖房設備改修 林木育種センター西表熱帯林育種技術園事務所棟及び温室改修(設計業務) 林木育種センター温室改修及び苗テラス整備</td><td>219</td></tr></table>								施設・設備の内容	予定額	北海道支所直流電源装置改修 北海道支所暖房設備改修 林木育種センター西表熱帯林育種技術園事務所棟及び温室改修(設計業務) 林木育種センター温室改修及び苗テラス整備	219
施設・設備の内容	予定額											
北海道支所直流電源装置改修 北海道支所暖房設備改修 林木育種センター西表熱帯林育種技術園事務所棟及び温室改修(設計業務) 林木育種センター温室改修及び苗テラス整備	219											
主な評価指標	<評価の視点> ・省エネの推進、長期的な維持管理経費の節減や安全確保に向けて、必要な施設・設備の整備計画を適切に策定し、取組が行われているか。 (評価指標) ・省エネ推進、維持管理経費の節減、安全対策等に資する施設・設備の最適化への取組状況 ・整備の実施状況											
法人の業務実績等・自己評価												
業務実績	<主要な業務実績> 北海道支所の老朽化した直流電源装置について、省エネとなる改修を行うなど以下の施設整備等を行った。 【平成30年度施設整備費実績額】 ○北海道支所直流電源装置改修【6,035千円】 老朽化の著しい電気設備(設置から43年経過)の改修を行った。											

		○北海道支所暖房設備改修【119,547 千円】 老朽化の著しい空調設備(設置から 43 年経過)3 年計画のうち 2 期目の改修を行った。 ○林木育種センター西表熱帯林育種技術園事務所棟及び温室改修【594 千円】 老朽化の著しい事務棟及び温室改修の設計業務を行った。 ○林木育種センター温室改修及び苗テラス整備【90,969 千円】 原種配布体制を強化するため、原種の生産施設である温室を改修し、原種増産に寄与する施設である苗テラスを整備するものであるが、平成 31 年 3 月農林水産大臣の繰越し承認を受け、平成 31 年度へ繰越し整備を行う。 ○四国支所の小規模介在 地について、取得のための条件整備を行い取得した。		
	自己評価	評価	B	
		<評価と根拠> 省エネ推進及び老朽化対策のため北海道支所直流電源装置及び暖房設備改修を行った。林木育種センター拠点施設の整備を行った。また、四国支所の小規模介在 地については、取得のための条件整備を行い取得した。 以上のように、年度計画に計画した事項は概ね実施されていることから、「B」評価とした。		
	主務大臣による評価	評価	B	
		<評価に至った理由> 自己評価「B」との評価結果が妥当であると確認できた。		